

(案)

北秋田市環境基本計画

～自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり～

北 秋 田 市

平成29年3月

はじめに



平成29年3月

北秋田市長 津谷 永 光

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1-1. 計画策定の背景・目的	2
1-2. 計画の位置づけと役割	4
1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割	5
1-3-1. 市民の役割.....	5
1-3-2. 事業者の役割.....	5
1-3-3. 市の役割	5
1-4. 計画の対象	6
1-4-1. 計画の対象とする期間	6
1-4-2. 計画の対象区域	6
1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲.....	6
第2章 環境の現状と課題	8
2-1. 北秋田市のすがた.....	8
2-2. 環境要素ごとの現状と課題	12
2-2-1. 生活環境	12
2-2-2. 自然環境	19
2-2-3. 地球環境・資源循環	22
2-2-4. 歴史・文化的環境.....	27
2-2-5. 参加行動	32

第3章 計画の方向性	36
3-1. 目指すべき環境像.....	36
3-2. 基本方針と基本目標.....	37
3-3. 計画の体系	42
第4章 環境施策の展開.....	44
4-1. 住環境の充実と公害の防止.....	44
4-2. 自然の活用と保全.....	46
4-3. 循環型社会の推進.....	47
4-4. 街並みと文化の継承.....	49
4-5. 環境パートナーシップの構築	50
第5章 計画の推進体制及び進行管理.....	54
5-1. 計画の推進体制	54
5-2. 計画の進行管理	56
資料編.....	58
資料1 北秋田市環境基本計画策定の経過	58
資料2 北秋田市環境基本計画についての諮問	59
資料3 北秋田市環境基本計画の策定についての答申	60
資料4 北秋田市環境審議会委員名簿	61
資料5 北秋田市環境基本条例	62
資料6 環境に関するアンケート結果（その他の意見）	67
資料7 用語解説	72

第1章 計画の策定にあたって

- 1-1. 計画策定の背景・目的
- 1-2. 計画の位置づけと役割
- 1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割
 - 1-3-1. 市民の役割
 - 1-3-2. 事業者の役割
 - 1-3-3. 市の役割
- 1-4. 計画の対象
 - 1-4-1. 計画の対象とする期間
 - 1-4-2. 計画の対象区域
 - 1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の背景・目的

今日の世界的な社会経済活動や産業活動の拡大に伴い、資源の大量消費・大量廃棄や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が引き起こされてきました。こうしたことから、平成4年6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されるなど、国際的な環境問題の取り組みの重要性が発信されました。

これを受け日本では、平成5年に「環境基本法」が制定され、翌年に「第一次環境基本計画」が策定されたのち、地球温暖化対策や循環型社会形成、生物多様性などについて、法整備や行動にむけた計画づくりが進められてきました。最近では、平成27年12月に気候変動枠組み条約第21回締結国会議（COP21）がパリで開催され、歴史上はじめて、すべての国を対象とした温室効果ガスの排出量削減のための新たな国際的枠組みが決定され、日本においても、2030年目標（温室効果ガス排出量の2013年比26%削減）を提出しました。この20年間で環境への意識は、節電などの省エネルギーへの取り組みや、化石燃料由来のエネルギーから自然エネルギーへの転換、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から「3R」を基本的な考え方とした循環型社会の形成推進など、限りある資源を大切にしていく意識へと、国際社会全体で変わってきています。

地球温暖化などの大規模な環境問題から、地域における不法投棄などの問題まで、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。わたしたち一人ひとりが、これまでの活動を振り返り、日常生活での環境負荷を減らす行動を継続的に積み重ねていくことが重要です。その積み重ねが、ひいては大規模な環境問題の対応へとつながります。

このような状況を踏まえ、本市では平成28年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、「北秋田市環境基本条例」を制定しました。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」では、2020年には当市の人口が29,765人（高齢化率40.9%）、2040年には18,630人（高齢化率49.9%）となると推計されており、人口が減少し高齢化が進むことにより環境の課題も大きく変わるものと考えられます。これまでに蓄積されてきた環境問題や、今後予想される長期的な環境問題に対応すべく、本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定め、現在及び将

来の北秋田市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、もって様々な環境問題の対策へ寄与することを目的とします。

1-2. 計画の位置づけと役割

本計画は、「北秋田市環境基本条例」第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条の規定に基づき策定されるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

北秋田市環境基本条例 抜粋

(基本理念)

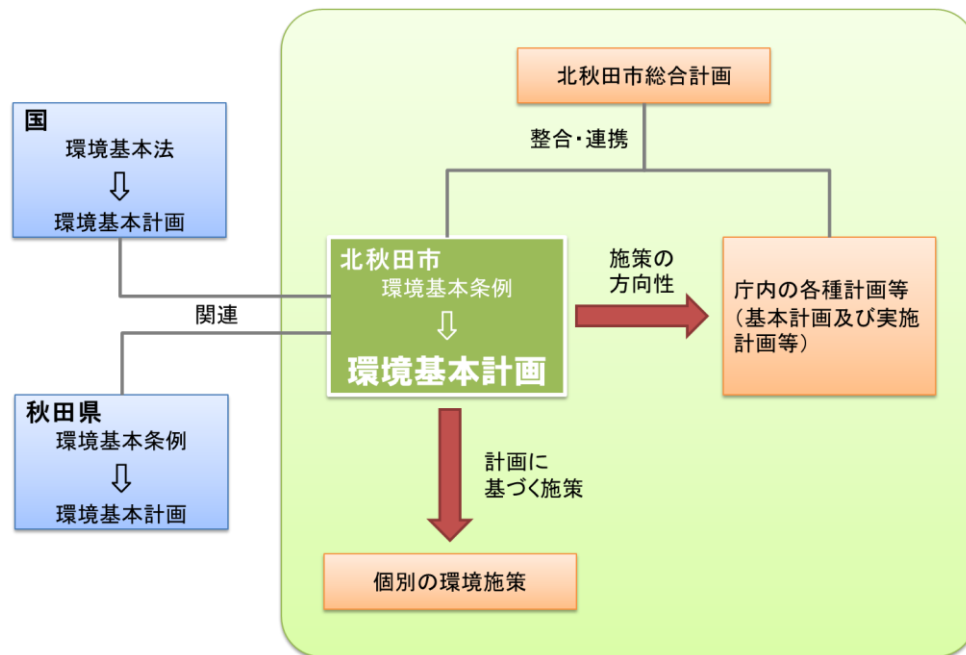
第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行うものとする。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。



1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割

今日の環境問題は、日常生活や事業活動による環境への負荷が蓄積したものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が地球全体にまで広がりを持っております。また、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという側面を持っています。

このことから、本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市民や事業者においても、自ら、環境への負荷の低減を図るために取り組んでいくことが大切になります。市民・事業者・市がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが重要です。

1-3-1. 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

1-3-2. 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で事業活動が環境に与える影響を認識し、事業活動に伴って発生する公害や環境保全上の支障の防止に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

1-3-3. 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、環境に関する情報の収集や提供、啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援することが求められます。

1-4. 計画の対象

1-4-1. 計画の対象とする期間

本計画の期間は、平成29年4月から平成39年3月までの10年間とします。なお、環境の状況、社会経済状況などの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-4-2. 計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、北秋田市全域とします。なお、北秋田市を含む広域的な環境問題や地球規模の問題への配慮も十分に行います。

1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする「環境」の範囲と主な要素を以下のように定めます。また、本市を取り巻く環境問題を解決していくため、市民、事業者などによる「参加行動」も対象とします。

分野	環境要素
生活環境	大気、騒音、振動、水質、臭気、土壌、廃棄物の不適正処理 など
自然環境	森林、田園、動植物、河川、湖沼 など
地球環境・資源循環	廃棄物の発生抑制、3R、地球温暖化、省エネルギー など
歴史・文化的環境	公園、緑地、文化財、景観 など



参加行動	ボランティア活動、環境学習 など
------	------------------

第2章 環境の現状と課題

2-1. 北秋田市のすがた

2-2. 環境要素ごとの現状と課題

2-2-1. 生活環境

2-2-2. 自然環境

2-2-3. 地球環境・資源循環

2-2-4. 歴史・文化的環境

2-2-5. 参加行動

第2章 環境の現状と課題

2-1. 北秋田市のすがた

(1) 位置

北秋田市は秋田県の北部中央に位置し、面積は1152.76平方キロメートルと、秋田県全体の約10パーセントを占めています。

県都秋田市から北東へ約60キロメートル、東は大館市・鹿角市、南は上小阿仁村に隣接しているほか、西は能代市に近接するなど県内主要都市に近く、本市の中心部であるJR鷹ノ巣駅からの距離は、大館市が約17キロメートル、能代市・鹿角市が約30キロメートルとなっています。



(2) 地勢

東西には国道7号線とJR奥羽本線、南北には国道105号、285号、そして、鷹巣と秋田新幹線のおおる角館を結ぶ秋田内陸線、また、東京便が定期便として運航されている大館能代空港が主要な交通網を形成しています。平成28年10月には、日沿道鷹巣大館道路（鷹巣IC～二井田真中IC）が開通したことで、北秋田市から小坂JCTを通り東北自動車道までを結ぶ高速交通体系が確立されました。さらに平成29年度には、大館能代空港ICまでの延長13.9kmが整備される予定になっています。

北部を横断する米代川中流部の鷹巣盆地を中心として、この盆地と米代川の支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に優れた農地を形成し、市街地や集落が点在しています。また、県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心にクマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれています。

(3) 気候

内陸性で年較差が激しく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されています。平成27年は、年間降水量は、1364.5mm、年間平均気温は11℃、最高気温は34.9℃、最低気温は-9.4℃でした（鷹巣観測地）。

(4) 沿革

旧4町は、上小阿仁村を含め「鷹巣阿仁部」として昭和30年の昭和の合併以前から経済・社会面で同一の生活圏を形成し、互いに影響し合いながら歴史を刻んできました。昭和46年には鷹巣阿仁広域市町村圏組合が設立され、広域行政がスタート。秋田内陸線の全線開業や大館能代空港の建設促進などでも協同歩調を取ってきました。その後、平成15年6月の鷹巣阿仁地域合併検討準備会発足以来、合併のための協議を重ね、平成17年に新市が誕生、現在に至っていません。

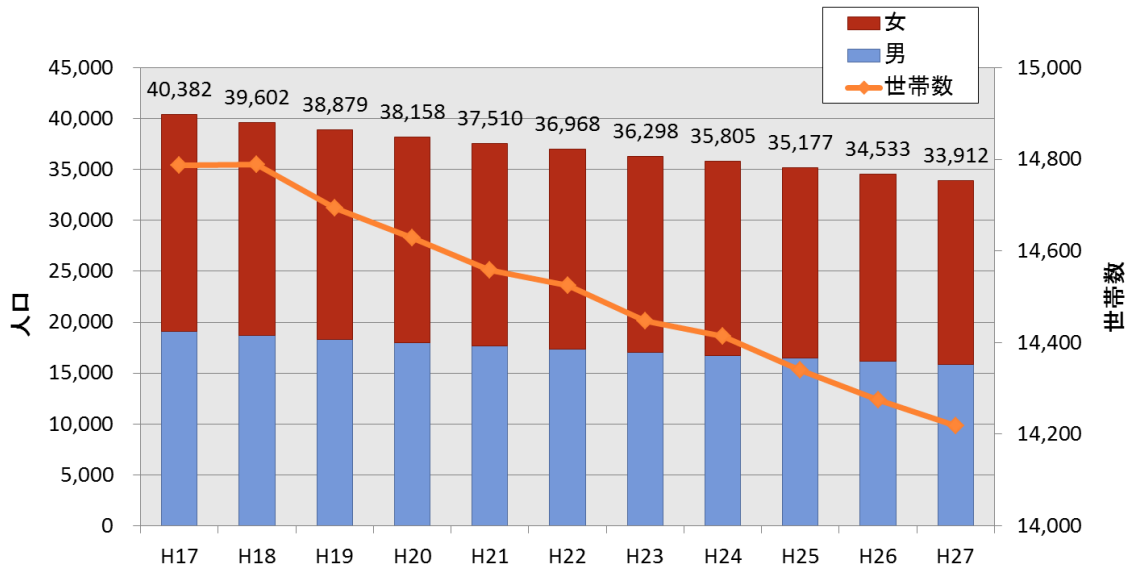
年 月 日	できごと
昭和30年3月31日	上大野村、下大野村、落合村、下小阿仁村が合併し、合川町が誕生。
昭和30年4月1日	阿仁合町と大阿仁村が合併、阿仁町が誕生。 鷹巣町、坊沢村、栄村、沢口村、七座村の5か町村が合併、新鷹巣町が誕生。
昭和30年4月30日	綴子村、七日市村が鷹巣町に編入合併。
昭和31年9月30日	米内沢町と前田村が合併、森吉町が誕生。
平成17年3月22日	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町が合併し、北秋田市が誕生。

市街地風景



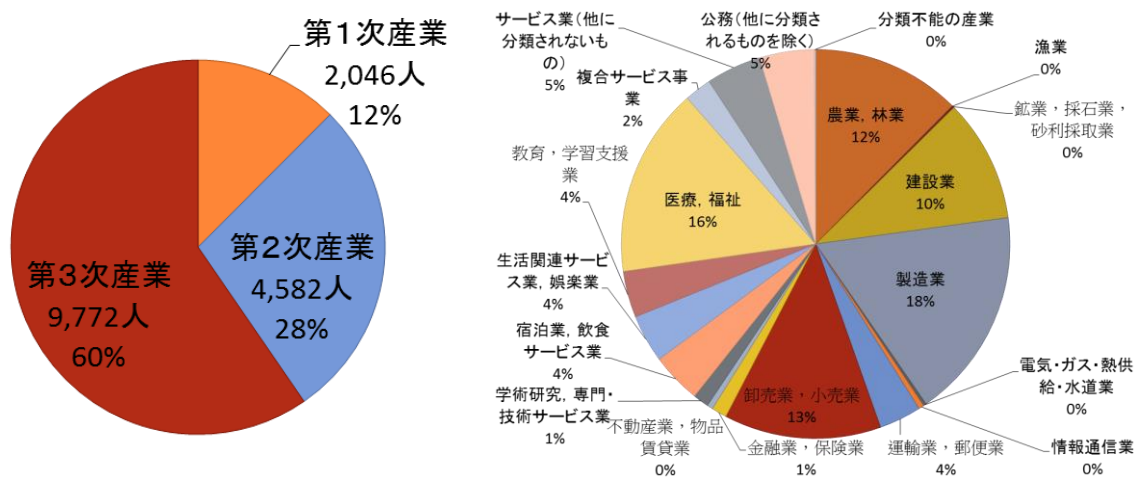
(5) 人口

本市の人口は、平成27年度で、33,912人、世帯数は14,218世帯となっており、少子高齢化等による人口減少が続いています。



(6) 産業構造

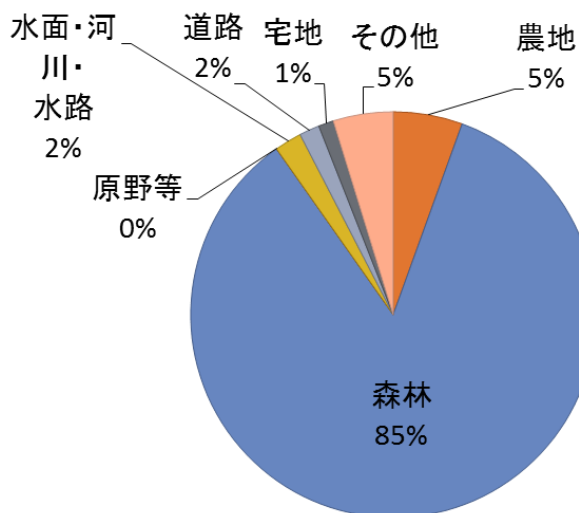
産業は、稲作を中心とした農業や、衣服・木材、電子部品などの製造業、医療・福祉が主で、産業別就業人口では第三次産業が約60パーセントを占めています。



資料：平成22年国勢調査（総務省統計局）

(7) 土地利用

地目別土地利用面積の割合は、森林が最も広く全面積の85%を占めています。



資料：秋田県の土地利用【土地利用に関する概況】平成28年3月（秋田県建設部）

(8) 水利用

本市の水利用として、平成27年度の上水道・簡易水道の使用量などは以下のとおりです。

上水道	給水区域内人口（人）	10,439
	給水人口（人）	9,472
	普及率（%）	90.7
	年間給水量（m ³ ）	1,077,133
	1人1日平均給水量（ℓ/人/日）	311
簡易水道	給水区域内人口（人）	23,153
	給水人口（人）	21,965
	普及率（%）	94.9
	年間給水量（m ³ ）	2,156,321
	1人1日平均給水量（ℓ/人/日）	269

資料：北秋田市上下水道課

2-2. 環境要素ごとの現状と課題

ここでは、「生活環境」「自然環境」「地球環境・資源循環」「歴史・文化的環境」「参加行動」の5つの分野ごとの現状およびアンケート結果から、本市における課題を抽出します。

アンケートは、本市の環境についての感じることや、関心のあるものなどについて、市民の意見を、本計画に反映させるため、市民、中学生、事業者を対象に実施したものです。

アンケート回収結果

	市民	中学生	事業者
配布数	1,000	195	50
回収数	508	184	35
回収率	51%	94%	70%

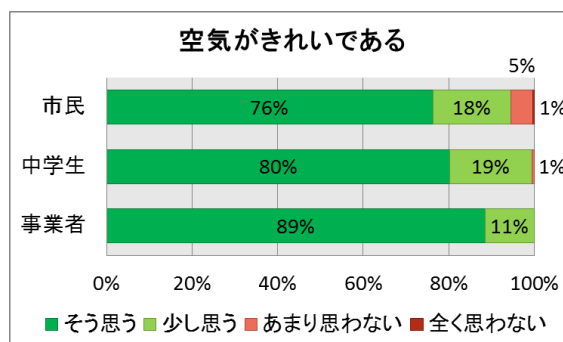
2-2-1. 生活環境

(1) 大気

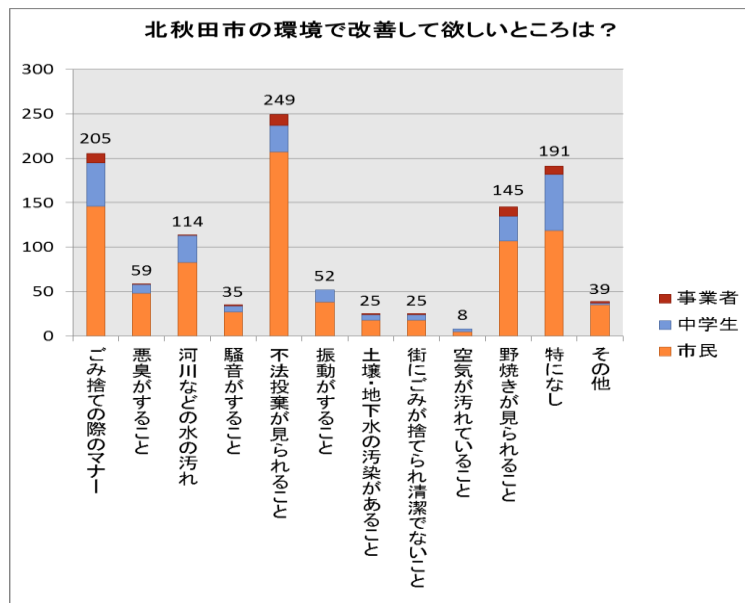
大気汚染の主な原因となるものは、自動車からの排気ガス、事業活動からの排出ガスなどがあり、大気汚染物質による酸性雨・酸性雪などの環境への影響が考えられます。

東北地方の各市が共同で酸性雪の実態調査を実施しており、本市においても、これに加わり調査しておりますが、周辺地域と比較して異常値は観測されておられません。また、市内の身近な生活環境などの放射線量を把握するための調査を平成23年1月から実施しており、これまで毎月測定してきておりますが、秋田県の通常レベルを超える数値は観測されていません。

アンケートによる大気環境についての結果は、空気がきれいだと思うかどうかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも9割を超えた回答となりましたので、良好な環境を引き続き維持していくことが必要です。



しかし、改善して欲しいところのアンケート結果において、「野焼きがみられること」の回答が多くみられました。野焼きについては、自宅でのごみ焼きや田んぼでの稲わら焼きの苦情相談が寄せられますが、啓発活動や巡回活動の実施により、相談件数については減少傾向にあります。ごみの野焼きは禁止ですが、稲わらなどについては、秋田県条例では毎年10月1日～11月10日を焼却禁止期間として規定しており、当市もその期間中は、農地などでパトロールをしています。野焼きについての防止のための啓発及び巡回活動の強化をしていく必要があります。



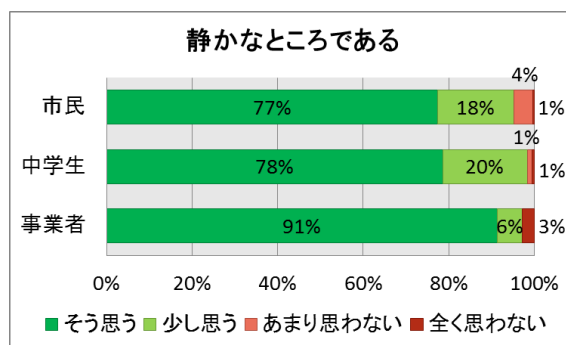
(2) 騒音

騒音には、工場・作業場から生じる工場騒音、建設工事などの作業騒音、自動車・鉄道などの交通騒音、人が生活することによって生じる生活騒音などがあります。本市では、毎年自動車騒音の測定を行っており（表1）、適正な生活環境の維持に努めております。

表1 自動車騒音測定結果（H27）

年度	測定路線	等価騒音レベル (db)		環境基準 (db)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H27	鷹巣川井堂川線	65	57	70	65
H26	坊沢鷹巣線	61	50		
H25	鷹巣川井堂川線	68	57		

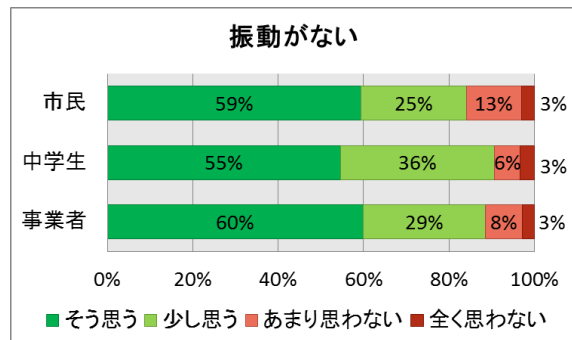
アンケートでは、騒音について改善してほしいという回答は少なく、静かなところであるという意見が9割を超えています。騒音に関する苦情相談の件数は少なく、ほとんどが生活騒音に関することであるため、原因者への立ち入り調査や改善指導をし、良好な環境を維持していく必要があります。



(3) 振動

振動には、工場・作業場や建設工事などから生じる振動や自動車交通からの振動があります。

アンケートでは、振動がないと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者では8割、中学生では9割を超えた回答となりました。

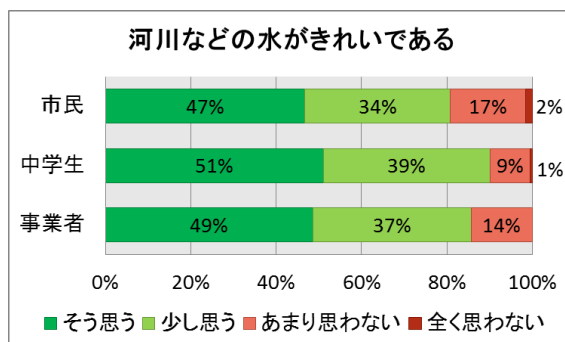


振動に関する苦情相談については、自動車交通による相談がほとんどであるので、道路管理者などと連携した対応が必要です。また、大規模な公共事業などの建設工事の際に生じる騒音に対しては、都市計画や建設事業者と連携した対応が必要になるため、担当部署間で連携して、指導や啓発に取り組んでいく必要があります。

(4) 水質

本市では、河川水の水質検査を4箇所、農業用水路の水質検査を3箇所、下水路の水質検査を6箇所、埋立地最終処分場（栄字徳左エ門谷地、綴子字彦四郎沢旧埋立地、旧阿仁町一般廃棄物最終処分場）の放流水などの水質検査を毎年行い、適正な水環境管理に努めております。また、米代川、阿仁川等は、国や県において水質調査を実施しており適正に管理されております。さらに市においても、河川において水道水の供給のための水質検査をしており、水道水の安定供給が図られています。

アンケートでは、河川の水がきれいだと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者では8割、中学生では9割を超えた回答となりました。きれいな水環境維持していくために、水質保全の啓発や水質検査を継続していく必要があります。



また、交通事故や燃料タンク破損による河川などへの油の流入については、事故発生から早急に対応することが重要です。本市では、消防署と連携し、油漏れ事故に対する初動マニュアルを作成しています。引き続き事故防止の啓発や連携体制の維持が必要です。

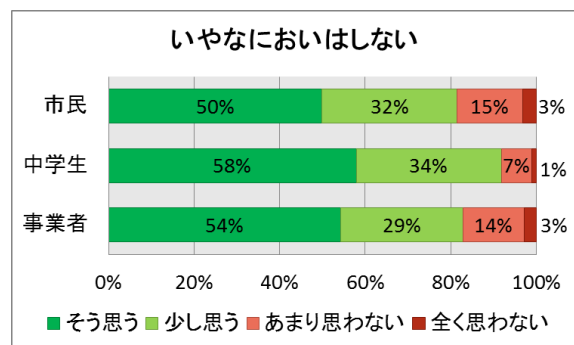


(5) 臭気

臭気は、人のにおいに対する感覚に左右されること、風向きなどの気象条件に左右されやすいことなどから、取扱いが難しい問題です。原因の多くは日常生活や事業活動によるものです。

アンケートでは、いやなおいがないかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも8割を超えた回答となりました。

悪臭についての苦情の相談は、畜産関係や排水関係が多いです。苦情があった場合には、原因者に対して改善指導を実施しており、今後も保健所などと連携を図りながら、パトロールの実施や悪臭発生源の対策について指導していく必要があります。



(6) 土壌

土壌汚染の原因は、廃棄物に含まれている有害物質が廃棄物とともに埋立処分されることや、有害物質に汚染された水が土中に浸透することなどが考えられます。

市民から土壌に関する苦情相談はほとんど生じておらず、旧鉱山や埋立地からの浸出水などの採水結果からも水質汚染の結果は見られていないため、土壌汚染はないと思われます。アンケートにおいても土壌・地下水汚染があることについては、意見も少ない結果となりました。

今後も水質検査などの結果を確認し、監視を続けながら良好な状態を保つことが必要です。

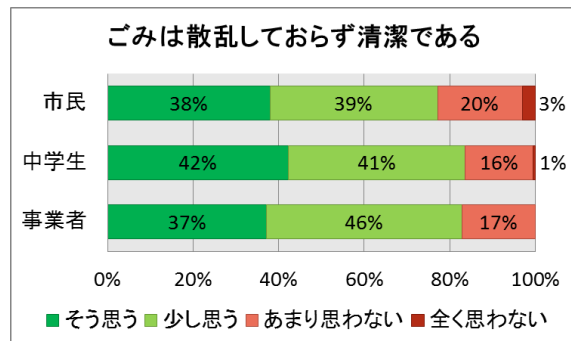
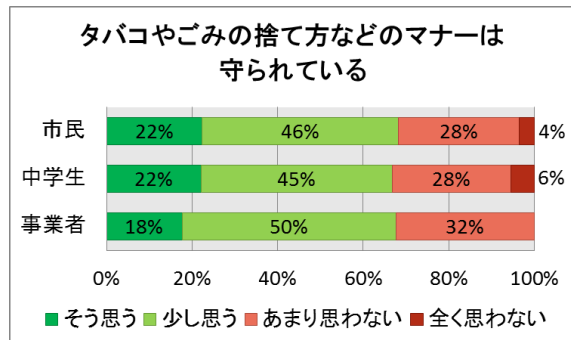
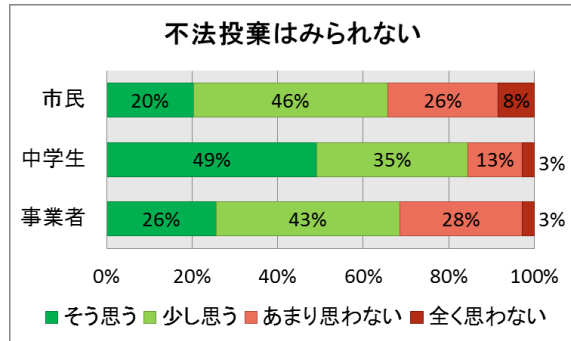


(7) 廃棄物の不適正処理

本市では、不法投棄監視員を委嘱し、巡回や不法投棄防止看板の設置などの対策をしておりますが、悪質なポイ捨てや不法投棄が依然として見られます。

アンケートでは、不法投棄はみられないと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者で7割を下回りました。また、北秋田市の改善点として、市民、事業者からは不法投棄が、中学生ではごみ出しのマナーが最も必要な改善点という結果になりました。さらに、たばこやごみの捨て方のマナーが守られているかどうかについては、3割以上が「あまり思わない」、「思わない」という結果になりました。

不法投棄やポイ捨てなどの対策を強化するため、保健所や警察署などと連携を図りながら、市民及び事業者のモラル向上のための啓発を続け、まちの美化を図る必要があります。



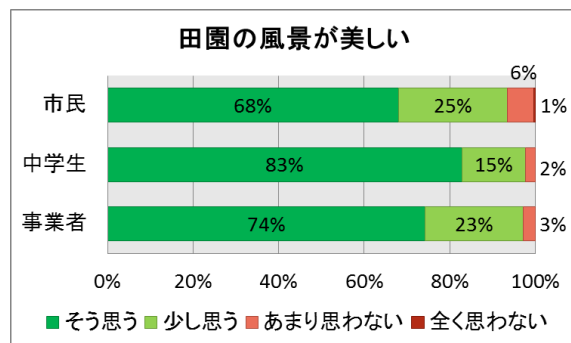
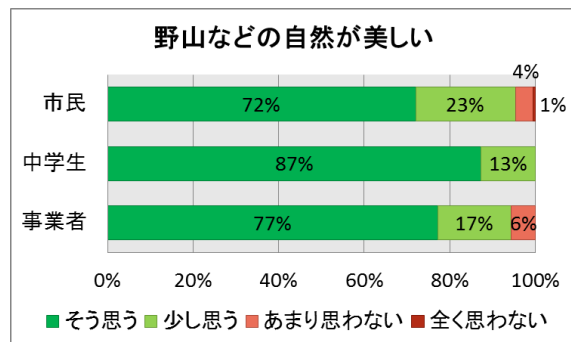
2-2-2. 自然環境

(1) 森林、田園

本市は、面積の85%が森林です。森林は、国土保全、水源かん養、土砂災害の防止、生態系の保全等の多面的な機能を持っており、建築物などにおける木材の需要もあります。このような森林環境を次世代に残していくためにも、森林の資源としての利活用と保全のバランスを考えた適正な維持管理が必要です。

また、市の5%の面積が農地です。農業従事者の高齢化や後継者不足による離農などに伴い、遊休農地や耕作放棄地も増加しており、このことが景観の低下や不法投棄などに繋がると共に、野生動物（シカ・イノシシ・熊）などによる、住み慣れた住居環境の悪化などが予想されます。

アンケートでは、野山などの自然が美しいと思うか、田園の風景が美しいと思うかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、事業者いずれも9割以上の回答でした。このような市民意識を保つために、上記の課題への対策をしていく必要があります。



(2) 動植物

本市には、数多くの緑や自然と触れ合う場所があり、昆虫や鳥などの動物に出会うことができます。森吉山は「花の百名山」として初夏から秋にかけて約300種類ともいわれる高山植物が咲き誇ります。また、ブナ原生林には天然記念物のクマゲラが生息しているほか、希少な猛禽類が確認されるなど豊かな生態系が維持されています。

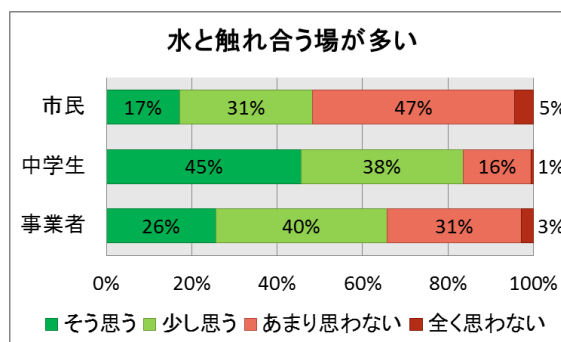
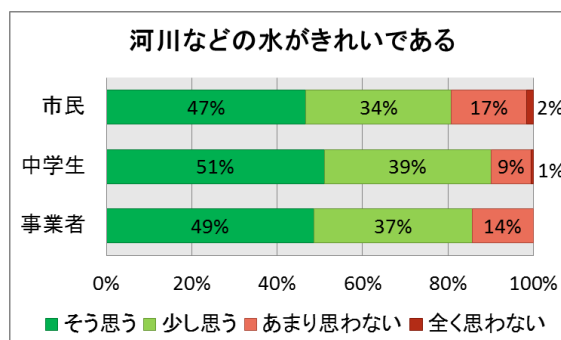
しかしながら、豊かな生態系がある中でも、2002年に秋田県が発刊した「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物2002—秋田県版レッドデータブック—動物編・植物編」によると、絶滅の危険性がある野生生物が計1,235種指定されています。その後、分類群ごとにレッドリスト、レッドデータブックが発刊されてきており、最近では「秋田県の絶滅のおそれのある野生生物—秋田県版レッドデータブック2016—動物I」が発刊されました。野生生物の生息・生育環境は私たちの土地利用などによって常に変化しています。動植物の生息地を維持し、豊かな生態系を後世に引き継ぐために、こうした資料を活用し、多様な野生生物の現状を把握し、その保護対策を強化し、生息・生育環境の保全に取り組む必要があります。



(3) 河川、湖沼

本市には、一級河川の米代川や、その支流の阿仁川、小猿部川など複数の河川が流れており、河川ではアユなどの川魚が多く見られ、市内外から川釣りをしている人も多くみられます。四季美湖や太平湖など美しい景観の湖沼もある本市は水辺と触れ合う場に恵まれています。しかし、水辺や河川敷にはごみのポイ捨てなども見られます。

アンケートでは、河川などの水がきれいであるかについて、「そう思う」「少し思う」が、市民、中学生、事業者いずれも8割を超えた回答となりました。一方、水と触れ合う場が多いと思うかについては、「そう思う」、「少し思う」が市民では5割以下の回答となりました。



河川の水質悪化の原因の一つとして、生活排水の流入があります。本市の污水处理人口は下記のとおりです(表2)。下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進して、河川の水質保全を図る必要があります。また、ごみのポイ捨てなどによる景観や水質の悪化を防ぐため、清掃活動の周知や参加啓発などをして、水環境を大切にす意識の高揚を図る必要があります。

市民に親しまれるような水と触れ合う場所の創出や、イベントなどでの活用に向けて、河川管理者や事業者などと連携して、動植物の生育環境や景観に配慮した河川、湖沼の水環境づくりが求められます。

表2 北秋田市の污水处理人口普及率 (H25)

公共下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		污水处理人口計	
処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
16,440	46.7	6,597	18.8	4,356	12.4	27,393	77.9

資料 2014あきたの下水道 (秋田県建設部)

2-2-3. 地球環境・資源準看

(1) 廃棄物の発生抑制

本市の一般廃棄物の搬入量は下記のとおりです（表3）。平成27年度のごみの総排出量は、11,285トンです。これは市民1人が1日につき約1kgのごみを出しているということになります。また、経年の変化を見ると、人口が減っているにもかかわらず、ごみの排出量は増加しています。原因として、家庭から排出されるごみの量は減少していますが、事業者から排出されるごみの量が増加していることがあります。

表3 ごみの排出量の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量(t)	11,422	11,701	11,636	11,271	11,285
資源化量(t)	1,746	1,699	1,711	1,513	1,506
リサイクル率(%)	15.3	14.5	14.7	13.4	13.3
総人口(人)※	36,669	36,015	35,559	34,919	34,273
市民1人1日あたり(g/日)	853	890	897	884	902
ごみ処理費用(千円/年)	474,855	417,885	439,763	460,332	510,203

※総人口については、住民基本台帳に基づく人口（各年10月1日時点）

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）、北秋田市生活課

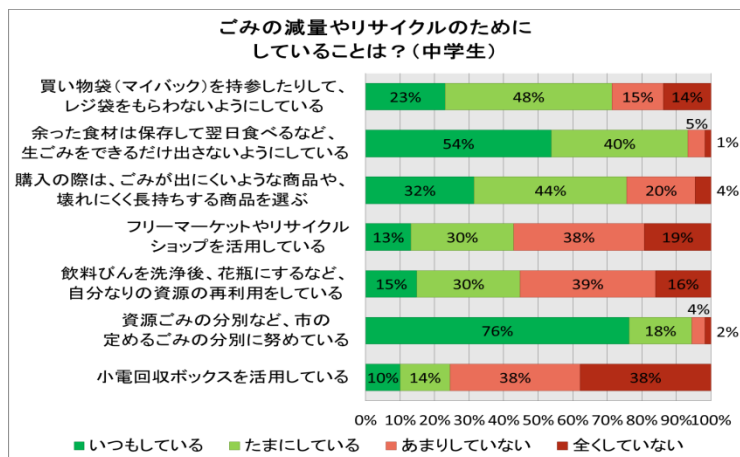
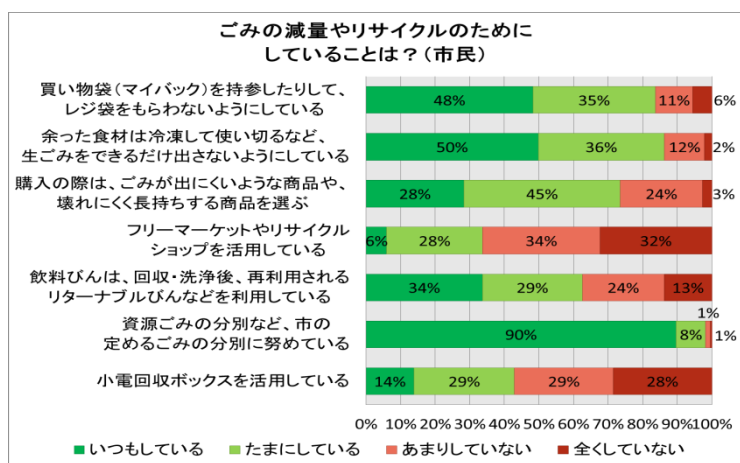
一般家庭のみならず、事業者にもごみの排出抑制を啓発し、市としてのごみの排出量を削減するために取り組んでいかなければなりません。



(2) 3R

家庭ごみの分別については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの3種に分かれており、本市の資源ごみの分別数は13種類（アルミ缶、スチール缶、びん（3色）、紙（紙パック、新聞紙、ダンボール、雑誌類）、ペットボトル、白色トレイ、容器プラスチック類、包装プラスチック類）と県内では2番目に多く、資源ごみの分別回収も早期から実施してまいりました。現在は、不燃ごみと資源ごみのリサイクルに取り組んでいますが、本市のリサイクル率は平成27年度で約13%であり、全国値の20%と比べ低い値となっております。

アンケートでは、ごみの減量やリサイクルのためにしていることについて、資源ごみの分別に努めているという回答は「いつもしている」がほとんどでしたが、その他のリユースやリデュースに関する項目は、あまり実施されていない結果となりました。また、平成25年度から実施している小電回収についても、利用率が少ない結果となりました。



家庭ごみ搬入量の経年変化（表4）をみると、可燃ごみと不燃ごみは増加していますが、資源ごみは減少しています。燃やせるごみであっても、資源ごみに出せるものは出来るだけ資源ごみに出してもらおうなど、ごみに関する意識の向上を図り、リサイクル率を高めていく必要があります。

表4 家庭ごみの排出量の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量(t)	9,053	9,287	9,142	8,771	8,679
市民1人あたり(g/日)	676	706	704	688	694
うち可燃物(g/日)	534	562	558	554	562
うち不燃物(g/日)	30	32	34	32	33
うち資源化物(g/日)	112	112	113	102	99

資料：北秋田市生活課



収集した資源ごみは、クリーンリサイクルセンターで一時保管し、リサイクル業者へ引き渡しています。



(3) 地球温暖化、省エネルギー

地球温暖化は、人間活動の拡大による温室効果ガスが大量に排出されることで、太陽の熱が地上に封じ込められてしまうことによって起きる現象です。温室効果ガスは、自動車の排気ガスや、火力発電によって生じる二酸化炭素などであるため、私たちが省エネルギーに努めることが、地球温暖化の防止につながります。

アンケートでは、節電や節水を取り組んでいるという回答は多くみられました。一方、自動車保有台数がほぼ一世帯に2台程度(表5)となっている本市において、自動車は生活するうえで欠かせないものであることから、車を使わず公共交通機関を利用して・呼びかけているという回答は少ない結果となっています。しかし、アイドリングストップを実践しているという回答は半数以上でしたので、車を使用する際にもアイドリングストップなどのエコな行動を心がけるよう啓発していく必要があります。

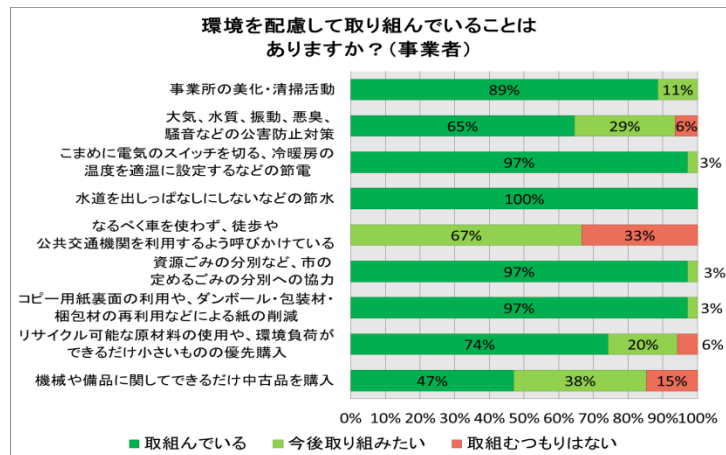
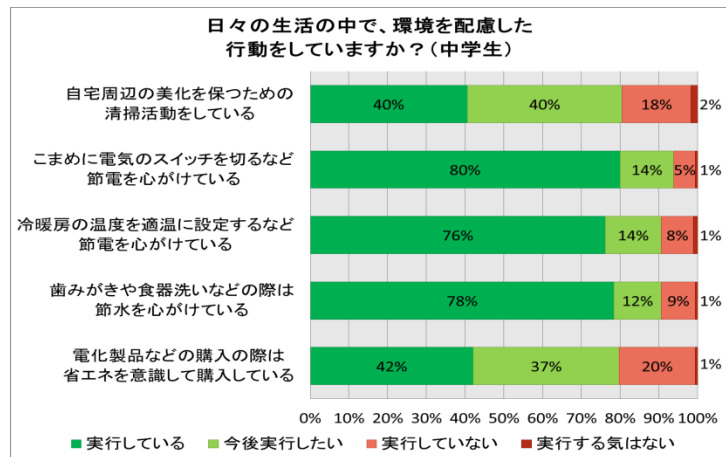
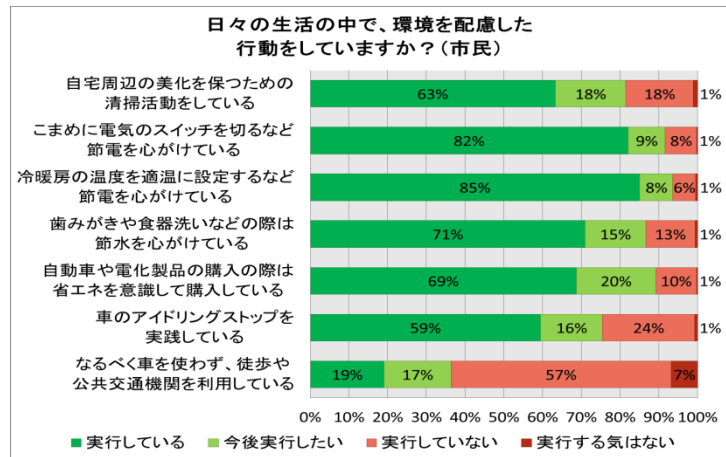


表5 北秋田市の自動車保有台数

	乗用	軽自動車	合計台数	世帯数	台/世帯
平成17年	13,584	10,881	24,465	13,666	1.79
平成22年	12,210	11,640	23,850	12,838	1.86

資料：国土交通省東北運輸局

市民、事業者へのクールビズ・ウォームビズによる省エネ活動や、低公害車などの普及啓発を図り、一層の省エネルギーの推進に努める必要があります。また、本市の温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を設定するなど計画的に対策を講じるため、温暖化対策計画などの策定に向けた検討をしていく必要があります。

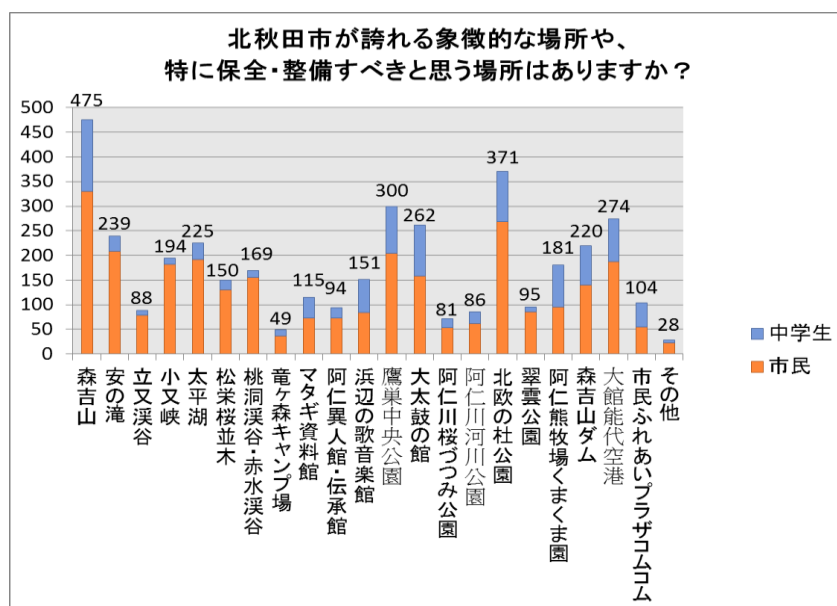
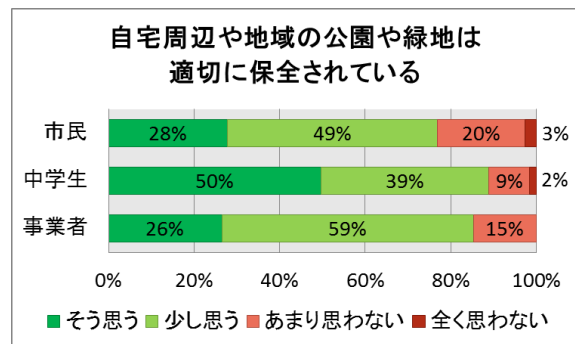
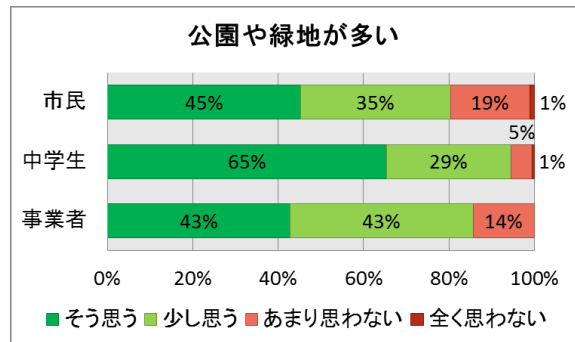
2-2-4. 歴史・文化的環境

(1) 公園、緑地

本市には、県立自然公園の森吉山、県指定自然環境保全地域が3地点、県指定緑地環境保全地域が1地点あり、優れた自然景観にめぐまれています。また本市には60個の公園があり、イベントで使用するなど、自然憩いの場となるよう管理をしております。

アンケートでは公園や緑地が多いと思うかについて8割以上が「そう思う」、「少し思う」という回答となり、公園や緑地は適切に保全されているかどうかについても、8割以上が「そう思う」、「少し思う」という回答となりましたので、今後も引き続き適切な管理が必要です。

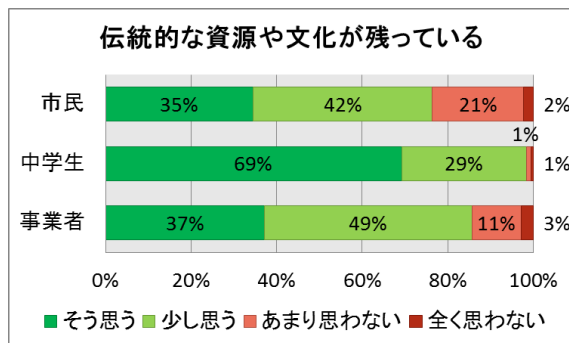
なお、北秋田市が誇れる象徴的な場所や、特に保全・整備すべきと思う場所として森吉山が最も多い回答となり、北欧の杜公園や鷹巣中央公園など、公園を選択する回答が上位を占める結果となりました。



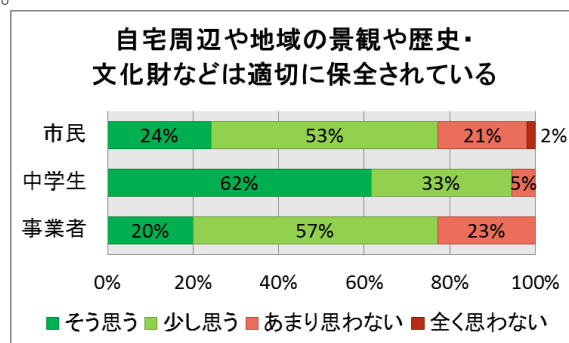
(2) 文化財、景観

本市には、国定指定文化財が8件、県指定文化財が12件、市指定文化財が73件あり、歴史的・文化的建造物や伝統芸能などが大切に保存されています。史跡や民俗芸能などの文化財は、その地域の歴史に関心を高める役割と、民俗芸能をとおした地域住民の絆を結びつける役割を果たしてきました。また、太鼓の博物館「大太鼓の館」や毎年開催している「北秋田市民俗芸能大会」などをとおして、より市民に民俗芸能への理解と関心を深めていただき、保存・伝承していくよう努めています。

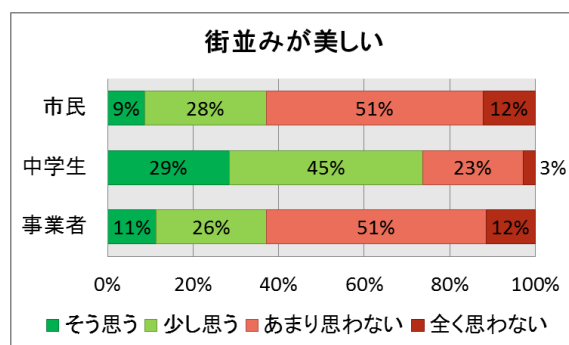
アンケートでは伝統的な文化や資源が残っているかについては、「そう思う」「少し思う」が、市民で7割以上、中学生で9割以上、事業者で8割以上の回答となりました。また、景観や歴史・文化財などは適切に保全されているかについては、8割近くが「そう思う」、「少し思う」という回答になりました。

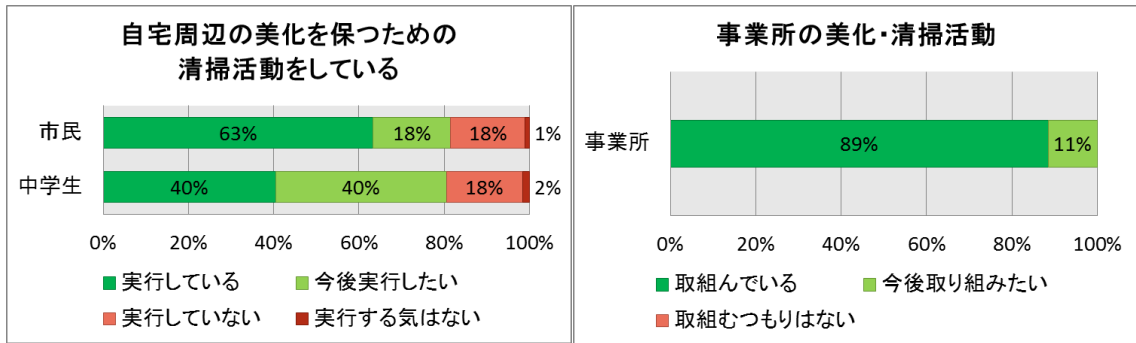


街並みが美しいかについては、「そう思う」「少し思う」が、市民と事業者では4割以下となりました。その原因として、街中に落ちているごみや、増加している空き家・空き地、カラスのふん害、道路沿いの雑草を例に挙げている回答が多くありました。



歴史や伝統を伝承していくため文化財を維持管理し、歴史・文化に触れる機会を作ることが必要です。また、まちの美化活動を実施、啓発し、景観の維持をしていく必要があります。





北秋田市 文化財 MAP



東京からのアクセス

主要駅

JR鷹ノ巣駅
秋田内陸縦貫鉄道(内陸線)鷹巣駅

新幹線1(約4時間30分～5時間30分)

東北新幹線JR東京駅→JR新青森駅【乗換】
奥羽本線JR新青森駅→JR鷹ノ巣駅

新幹線2(約5時間20分～6時間)

東北新幹線JR東京駅→JR角館駅【乗換】
内陸線角館駅→内陸線鷹巣駅

飛行機(約70分)

羽田空港→大館能代空港(1日2往復)
※大館能代空港からJR鷹ノ巣駅へのリムジンバスあり

車(600～700km)

東北自動車道で北秋田市まで約8時間

バス(約9時間)

深夜高速バス「ジュピター一号」
JR池袋駅・大宮駅前バス停→北秋田市(いとく鷹巣SC降車)

凡例	
★	国指定文化財
■	県指定文化財
●	市指定文化財
***	(市)民俗芸能
▲	国選択記録文化財

★「絹本着色松に唐島図」佐竹晴山筆
現在は秋田県立近代美術館(横手市)で保管・展示。公開は不定期。
詳細は秋田県立近代美術館までお問い合わせください。

拡大マップA 綴子・大太鼓の館周辺



拡大マップB 鷹巣駅・鷹巣市街周辺



拡大マップC 伊勢堂岱遺跡周辺



拡大マップD 本城地区周辺



拡大マップE 阿仁合駅周辺



市内の文化財指定件数

- 国指定（8件）
 - ・重要文化財 4
 - ・重要有形文化財 1
 - ・重要無形民俗文化財 1
 - ・史跡 1
 - ・天然記念物 1
- 国選択（4件）
 - ・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4
- 市指定（73件）
 - ・有形文化財 29
 - ・無形民俗文化財 18
 - ・史跡 16
 - ・天然記念物 9
 - ・名勝 1
- 県指定（12件）
 - ・有形文化財 7
 - ・無形民俗文化財 2
 - ・史跡 2
 - ・名勝・天然記念物 1

平成27年4月1日現在 計 97件

資料：北秋田市文化遺産（北秋田市教育委員会）

2-2-5. 参加行動

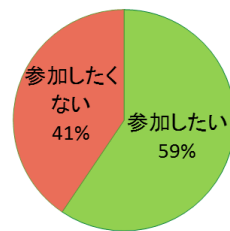
(1) ボランティア活動、環境学習

本市では、環境に関するボランティア活動として、年に2回のクリーンアップを実施しており、毎年約10,000人に参加いただいています。また、秋田県や近隣市町村、関係団体などが主催している不法投棄一掃活動、米代川流域清掃などの活動に参加しています。

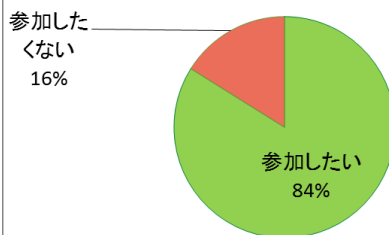
アンケートでは、ボランティア活動に参加したいと思う割合は市民、中学生、事業者いずれも過半数を超えました。また、実際にボランティアに参加したことがあるかどうかについては、周辺地域のボランティアではいずれも6割以上、民間企業などが主催するボランティアで4割程の参加経験があるという結果になりました。

参加率の増加や、ボランティア活動を通じ環境に触れる機会の増加を図るために、市民、事業者、学校などへの情報提供や啓発が必要です。

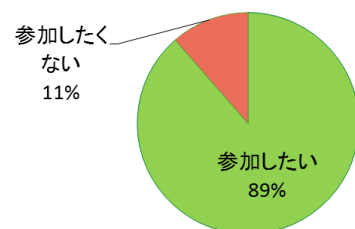
環境に関するボランティア活動に参加したいと
思いますか(市民)

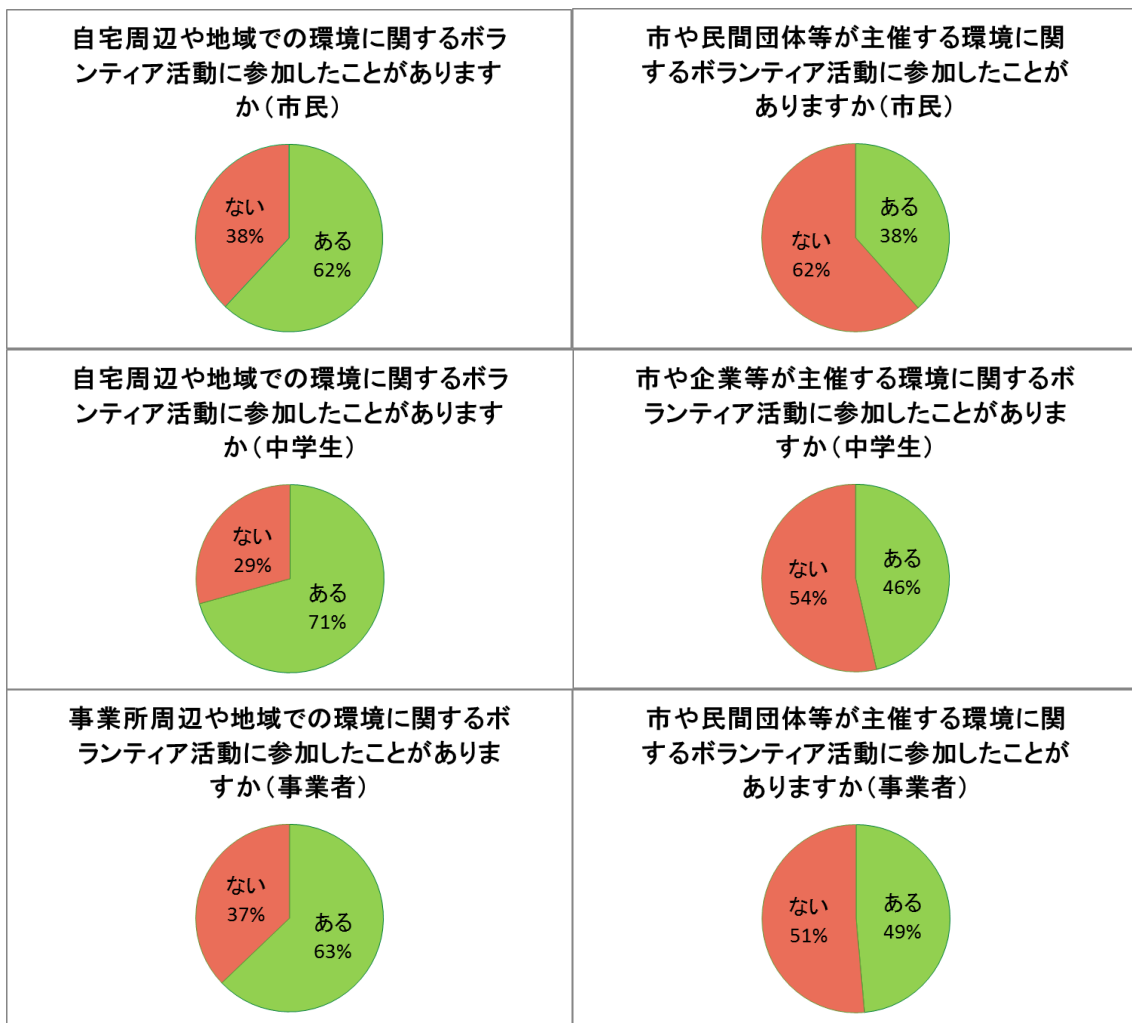


環境に関するボランティア活動に参加したいと
思いますか(中学生)

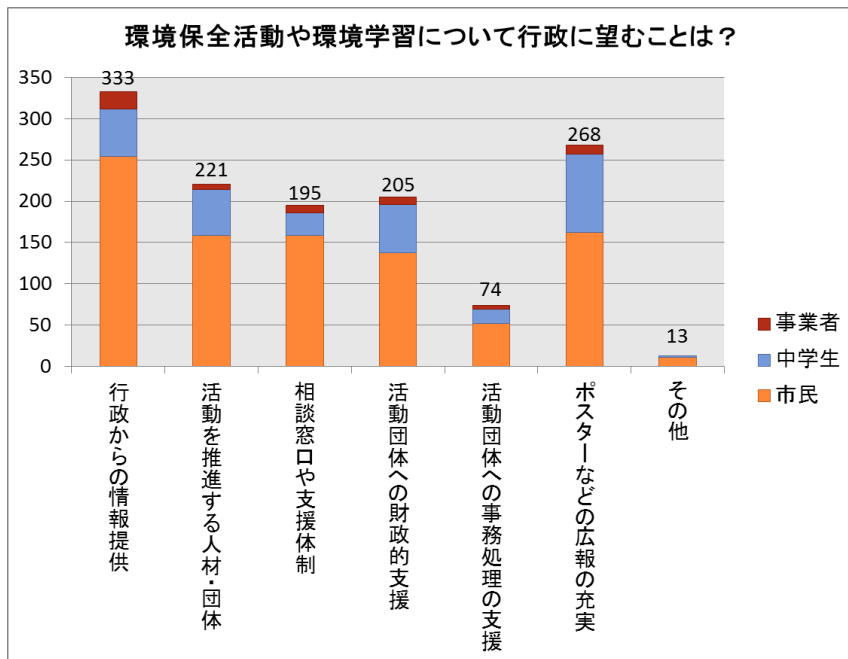
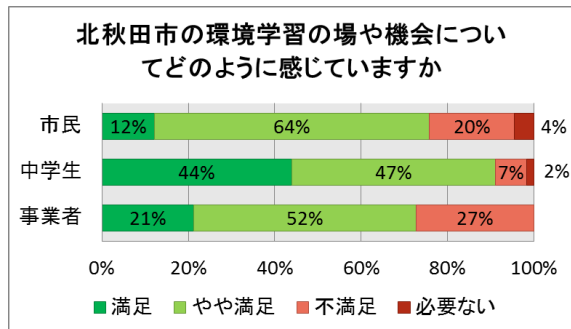
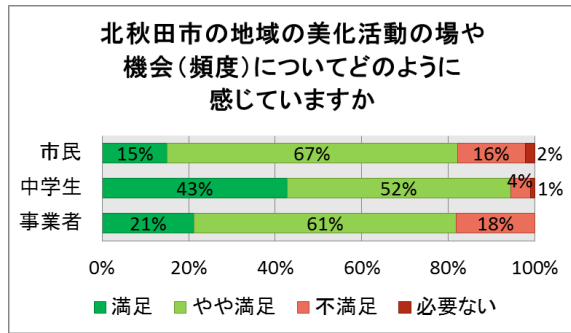


環境に関するボランティア活動に参加したいと
思いますか(事業者)





また、環境問題に触れる機会として、イベントへの参加も考えられます。アンケートでは、環境保全や環境学習の機会については、8割以上が「満足」、「ほぼ満足」の回答となりました。なお行政に望むこととして、市からの情報提供や、広報の充実さが高い結果となりました。市や各種団体が主催する環境に関するイベントの広報活動や支援が必要です。



第3章 計画の方向性

- 3-1. 目指すべき環境像
- 3-2. 基本方針と基本目標
- 3-3. 計画の体系

第3章 計画の方向性

3-1. 目指すべき環境像

本市の目指すべき環境像は、第2次北秋田市総合計画の将来都市像の実現に向けた、環境・都市基盤分野の基本理念と同様とし、以下のとおり設定します。

「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現在の私達だけでなく次世代を生きる子ども達にとっても重要です。本市の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、森林・河川環境の保全に努めるとともに、リサイクル体制の確立や省エネ・再生可能エネルギーの推進などを通じ、環境問題に対応します。また、快適な都市環境を整備するため、公共交通、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化に努めます。

3-2. 基本方針と基本目標

本計画の目指すべき環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。本計画では、北秋田市環境基本条例第7条に規定されている基本方針に基づき、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 健康で安心して暮らせる住みよいまち

基本目標2. 豊かな自然と共生し未来につなげるまち

基本目標3. 資源を大切に環境をまもるまち

基本目標4. みんなで環境について考え行動するまち

北秋田市環境基本条例

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (4) 環境の保全及び創造を推進するため、市、事業者及び市民が協働することができる社会を形成すること。

また、本計画の目指すべき環境像を実現するために、4つの基本目標に対応する数値目標を以下のとおり設定します。

目標値については、本計画に基づく施策の展開によって、市民の環境に対する意識がどの程度変化したかを確認するため、肯定的な意識が80%を下回っている対象があった項目については、80%以上にすることを基本条件としました。ただし、肯定的な意識について、対象者がいずれも50%を下回っている項目については、まずは50%以上にすることを目標としています。なお、80%を上回っている項目についても、現状以上の意識の向上を目指します。

基本目標1. 健康で安心して暮らせる住みよいまち

目標	現在 H28 アンケート実施	5年後目標値 H33年アンケート予定
不法投棄はみられないの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：66% 中学生：85% 事業者：69%	80%以上
タバコやごみの捨て方などのマナーは守られているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：68% 中学生：67% 事業者：68%	80%以上
ごみは散乱しておらず清潔であるの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：77% 中学生：84% 事業者：83%	80%以上

基本目標2. 豊かな自然と共生し未来につなげるまち

目標	現在 H28 アンケート実施	5年後目標値 H33年アンケート予定
水と触れ合う場が多いの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：48% 中学生：84% 事業者：66%	80%以上

基本目標3. 資源を大切に環境をまもるまち

目標	現在 H28 アンケート実施	5年後目標値 H33年アンケート予定
買い物袋(マイバック)を持参したりして、レジ袋を貰わないようにしているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：84% 中学生：71%	80%以上
購入の際は、ごみが出にくいような商品や、壊れにくく長持ちする商品を選ぶの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：74% 中学生：76%	80%以上
フリーマーケットやリサイクルショップを利用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：34% 中学生：43%	50%以上
飲料びんはリターナブルびんを使用するなど再利用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：63% 中学生：45%	80%以上
小電回収ボックスを活用しているの「いつもしている」「たまにしている」の割合	市民：43% 中学生：24%	50%以上
自宅周辺の美化を保つために清掃活動をしているの「実行している」の割合	市民：63% 中学生：41%	市民：82% 中学生：81% ※「今後実行したい」の割合増加分
冷暖房の温度を適温にするなど節電を心がけているの「実行している」の割合	市民：85% 中学生：76%	市民：94% 中学生：91% ※「今後実行したい」の割合増加分
歯みがきや食器洗いなどの際は節水を心がけているの「実行している」の割合	市民：71% 中学生：78%	市民：87% 中学生：91% ※「今後実行したい」の割合増加分
電化製品などの購入の際は省エネを意識して購入しているの「実行している」の割合	市民：69% 中学生：42%	市民：89% 中学生：80% ※「今後実行したい」の割合増加分
車のアイドリングストップを実践しているの「実行している」の割合	市民：60%	市民：76% ※「今後実行したい」の割合増加分
なるべく車を使わず、徒歩や公共交通機関を利用している、呼び掛けているの「実行している」の割合	市民：19% 事業者：0%	市民：36% 事業者：67% ※「今後実行したい」の割合増加分

大気、水質、振動、悪臭、騒音などの公害防止対策の「取組んでいる」の割合	事業者：65%	事業者：94% ※「今後実行したい」の割合増加分
リサイクル可能な原材料の使用や、環境負荷ができるだけ小さいものの優先購入の「取組んでいる」の割合	事業者：74%	事業者：94% ※「今後実行したい」の割合増加分
機械や備品に関してできるだけ中古品を購入の「取組んでいる」の割合	事業者：47%	事業者：85% ※「今後実行したい」の割合増加分

※マークの目標値は、アンケートの中で「今後実行したい」と回答した方が、全員実行した場合の割合です。

基本目標4. みんなで環境について考え行動するまち

目標	現在 H28 アンケート実施	5年後目標値 H33年アンケート予定
公園や緑地は適正に保全されているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：77% 中学生：89% 事業者：85%	80%以上
伝統的な資源や文化が残っているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：76% 中学生：98% 事業者：86%	80%以上
歴史・文化財などは適切に保全されているの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：76% 中学生：94% 事業者：77%	80%以上
街並みが美しいの「そう思う」「少し思う」の割合	市民：38% 中学生：74% 事業者：37%	80%以上
自宅・事業所周辺の美化活動の「取り組んでいる」割合	市民：80% 中学生：58% 事業者：97%	80%以上
北秋田市の環境学習の場や機会についてどのように感じますかの「満足」「やや満足」の割合	市民：76% 中学生：91% 事業者：73%	80%以上
市や民間団体等が主催する環境に関するボランティア活動に参加したことがある割合	市民：38% 中学生：46% 事業者：49%	50%以上

3-3. 計画の体系

目指すべき環境像の実現に向けて、次のような体系で環境施策の展開を示します。

目指すべき環境像	基本目標	施策の展開方向	環境分野
「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」	健康で安心して暮らせる住みよいまち	住環境の充実と公害の防止	生活環境
	豊かな自然と共生し未来につなげるまち	自然の活用と保全	自然環境
	資源を大切にして環境をまもるまち	循環型社会の推進	地球環境・資源循環
	みんなで環境について考え行動するまち	街並みと文化の継承	歴史・文化的環境
		環境パートナーシップの構築	参加行動

第4章 環境施策の展開

- 4-1. 住環境の充実と公害の防止
- 4-2. 自然の活用と保全
- 4-3. 循環型社会の推進
- 4-4. 街並みと文化の継承
- 4-5. 環境パートナーシップの構築

第4章 環境施策の展開

本計画の基本目標の達成に向け、計画の対象とする環境の範囲を軸に、具体的な施策を整理しました。

4-1. 住環境の充実と公害の防止

基本目標：健康で安心して暮らせる住みよいまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の購入に努めます。 ・アイドリングストップを実践します。 ・低燃費車など、省エネルギー機器の購入を検討します。 ・野焼きはしません。 ・テレビやステレオを聴く時の音量など、生活騒音について近所の迷惑にならないよう十分に気を付けます。 ・住宅街や夜間の車の走行時には、騒音や振動に気を付けます。 ・汚水や油を流しません。 ・周辺を清潔に保ち悪臭が発生しないように努めます。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、分別・排出のルールを守ります。 ・ごみの不法投棄の監視体制に協力します。 ・公共下水道の供用区域では、速やかな接続に努めます。 ・犬、猫などのペットのふんの処理など、適正飼育に努めます。 ・騒音や悪臭の発生時には、速やかに市に連絡します。 ・環境放射線について、関心を持ちます。 ・農薬の適正な使用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の購入に努めます。 ・アイドリングストップを実践します。 ・低燃費車など、省エネルギー機器の購入を検討します。 ・野焼きはしません。 ・建設作業時などの事業活動時は、低騒音型の重機や設備などの導入に努めます。 ・防音、振動対策は十分に行います。 ・住宅街や夜間の車の走行時には、騒音や振動に気を付けます。 ・自己管理体制を強化し、排水基準を守り、汚水や油を流しません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭対策を十分に行います。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、分別・排出のルールを守ります。 ・ごみの不法投棄の監視体制に協力します。 ・公共下水道の供用区域では、速やかな接続に努めます。 ・産業廃棄物の適正処理や有効利用に努めます。 ・農薬の適正な使用に努めます。 ・事業活動の地域への影響について話し合います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の購入について啓発します。 ・アイドリングストップを実践し、啓発します。 ・低燃費車など省エネルギー機器の購入を検討します。 ・野焼きの防止について啓発し、巡回や指導を徹底します。 ・車両通行時に騒音、振動が起らないように、道路の維持管理に努めます。 ・騒音や振動、悪臭の苦情があった時は、発生者に対し指導をします。 ・地下水や浸出水、水道水について水質検査を徹底し、注意を払います。 ・ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発に努めます。 ・不法投棄監視員などと連携をとりながら、監視パトロールなどの強化を図り、不法投棄の防止を徹底します。 ・不法投棄の防止体制について、適宜見直しを図り、強化に努めます。 ・犬、猫などのペットの適正飼育を啓発します。 ・環境放射線の測定を継続し、周知します。 ・河川の水質など、健康で安心して暮らせる環境情報について管理者などと連携して把握することに努めます。

4-2. 自然の活用と保全

基本目標：豊かな自然と共生し未来につなげるまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の保全に協力します。 ・ 自然資源や野生動植物について学びます。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な森林管理に努めます。 ・ 森林、公園、河川などに、ごみのポイ捨てなどをせず、きれいな維持管理に協力します。 ・ 自然の中でレクリエーション活動をして楽しみます。 ・ 自然の大切さを学びます。 ・ 環境保全美化活動に積極的に参加します。 ・ 耕作放棄地の発生抑制に向けた取り組みに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の生態系の保全に配慮して事業活動を行います。 ・ 森林、公園、河川などに配慮して事業活動を行います。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な森林管理に努めます。 ・ 自然を体験できるような行事を検討します。 ・ 子供から高齢者まで、誰もが気軽に自然と触れ合える機会や空間を提供します。 ・ 環境保全美化活動に積極的に参加します。 ・ 耕作放棄地の発生抑制に向けた取り組みに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源や野生動植物の生態系の保全に配慮した事業活動を行います。 ・ 森林、公園、河川などの計画的な整備や、適正な維持管理を行います。 ・ 造林や間伐などを適正に行い、計画的な土地利用を図り、森林、山、田園などを豊かに保全します。 ・ 河川管理者と連携し、景観の維持に努めます。 ・ 森林や公園などで、自然を体験できる機会を提供するために、関係者と積極的に連携し、自然に触れることを通して、自然環境保全のことを学べるような機会の提供に努めます。 ・ 市民に親しまれるような水と触れ合う場所の創出や、イベントなどでの活用に向けて、河川管理者や事業者などと連携して、動植物の生育環境や景観に配慮した河川づくりに努めます。 ・ 子供から高齢者まで、誰もが気軽に自然と触れ合えるイベントなどを積極的に企画します。 ・ 市民、団体、NPO のもつ環境についての情報の把握に努めます。 ・ 耕作放棄地の発生抑制に向けた取り組みに努めます。

4-3. 循環型社会の推進

基本目標：資源を大切に環境をまもるまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを大切に長く使います。 ・ものを修理や加工するなど、再利用に努めます。 ・マイバッグを使用し、レジ袋を貰わないようにするなど、ごみを出さないように努めます。 ・資源ごみとして出せるごみは、資源ごみとして出すように努めます。 ・日常生活における節電、節水に努めます。 ・アイドリングストップを実践します。 ・低燃費車など、省エネルギー機器の購入を検討します。 ・太陽光発電などの新エネルギーの利用について検討します。 ・食品ロスをなくすため、食べ残しをしないように努めます。 ・フリーマーケットなどの実施により再利用に努めます。 ・リサイクルの推進のため、使用済み小型電化製品は、こでん回収ボックスなどで適正に処理します。 ・市から発信されるリサイクルなどの情報を積極的に受信し、リサイクル推進の取り組みに協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを大切に長く使います。 ・ものを修理して使い、むやみに買い換えないようにします。 ・コピーやメモ用紙などは裏紙を有効利用します。 ・情報伝達などは電子媒体により行い、ペーパーレス化に努めます。 ・ごみの分別や処理について、職場内での教育を徹底します。 ・事業活動における節電、節水に努めます。 ・クールビズなど、服装による温度調整を実践します。 ・アイドリングストップを実践します。 ・低燃費車など省エネルギー機器の購入を検討します。 ・太陽光発電などの新エネルギーの利用について検討します。 ・食品ロスをなくすため、食べ残しをしないように努めます。 ・産業廃棄物の適正処理や有効利用に努めます。 ・市から発信されるリサイクルなどの情報を積極的に受信し、リサイクル推進の取り組みに協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ものを長く使うことや、ごみの減量化について実践し、啓発します。 ・ものを修理して使い、むやみに買い換えないことについて実践し、啓発します。

- ・コピーやメモ用紙などは裏紙の有効利用を実践し、啓発します。
- ・情報伝達などは電子媒体により行うなど、ペーパーレス化を実践し、啓発します。
- ・ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発をします。
- ・節電、節水の啓発をします。
- ・クールビズなど服装による温度調整を実践し、啓発します。
- ・アイドリングストップを実践し、啓発します。
- ・低燃費車など省エネルギー機器の購入を検討します。
- ・公共施設に太陽光発電などの新エネルギーの利用について検討します。
- ・市内のエネルギー使用量の把握に努め、省エネルギーや地球温暖化問題などについての啓発をします。
- ・食品ロスについて啓発し、生ごみの廃棄量の減少を目指します。
- ・国や県などの啓発マークやキャラクターなどを活用し、環境に対して親しみやすい啓発に努めます。
- ・フリーマーケットなどの機会の提供を支援します。
- ・リサイクルの推進のため、こでん回収ボックスの利用を推進します。
- ・リサイクルの推進のため、市民にリサイクルの現状などの情報を積極的に発信し、資源ごみの分別に関する意識の向上を図ります。

4-4. 街並みと文化の継承

基本目標：みんなで環境について考え行動するまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関心を持ちます。 ・お祭りなどの伝統行事に積極的に参加します。 ・文化財の保護に協力します。 ・市の文化などに関心を持ち、継承に協力します。 ・新たな文化の発見や機会に関心を持ちます。 ・景観を維持するため、まちの美化などに協力します。 ・公園利用などの際、マナーに気を付けます。 ・家庭、地域で歴史文化について話し合う機会を持ちます。 ・自宅周辺の美化を保つために清掃活動に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関心を持ちます。 ・お祭りなどの伝統行事に積極的に参加します。 ・文化財の保護に協力します。 ・市の文化などに関心を持ち、継承に協力します。 ・新たな文化の発見や機会に関心を持ちます。 ・景観を維持するため、まちの美化などに協力します。 ・歴史・文化的価値のあるものの認識を高め、事業活動に活用します。 ・事業所周辺の美化を保つために清掃活動に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の歴史や伝統に関し、啓発をします。 ・お祭りなどの伝統行事の企画や存続を支援します。 ・文化財の保護に努めます。 ・新たな文化の発見できるような機会を検討します。 ・景観を維持するため、まちの美化活動を企画、啓発します。 ・空き地や道路沿いの雑草や側溝の汚泥などによる景観の悪化防止に努めます。 ・地域の歴史文化を再認識できるよう、歴史文化財に触れる機会を積極的に作っていきます。

4-5. 環境パートナーシップの構築

基本目標：みんなで環境について考え行動するまち

主体	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高め、周りの人を少しでも感化します。 ・ごみ捨てなどに対するマナーやモラルの向上を目指し、地域内での声かけや注意しあえる環境づくりに努めます。 ・クリーンアップなどの環境保全活動に積極的に参加します。 ・出前講座などを活用し、環境学習に努めます。 ・地産商品を積極的に使います。 ・フリーマーケットなどの実施により再利用に努めます。 ・騒音や悪臭の発生時には、速やかに市に連絡します。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に関心を持ち、理解を深め、実践に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高めます。 ・クリーンアップなどの環境保全活動に積極的に参加します。 ・地場産業、商業、観光と連携して、地域の活性化を図ります。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に基づく事業活動を図ります。 ・市が企画・実施する環境教育やイベントに協力し、自らも積極的に活動することに努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する意識を高めるような情報を収集し積極的に啓発します。 ・クリーンアップなどの環境保全活動を積極的に実施します。 ・環境に関する出前講座などにより、環境学習の機会を提供します。 ・子供のころから環境意識を高めていけるような環境教育の機会について、学校や事業者などと協力して創出します。 ・フリーマーケットなどの機会を提供し、再利用を推進します。 ・公共交通機関の利用について実践し、啓発します。 ・環境に関する専門的知識のある活動リーダーの人材把握に努めるとともに、その活用に努めます。 ・市民、団体、NPO のもつ環境についての情報の把握に努めます。 ・地域コミュニティや住民団体などによる環境に関する活動・企画を協力・支援します。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発、事業活動の支援を図ります。・広報やHPなどを利用し、市の環境に関する情報などを発信していきます。・6月の環境月間などに、環境に関するイベントを企画するなど、定期的に意識づけできるような機会の創出に努めます。 |
|--|---|

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5－1．計画の推進体制

5－2．計画の進行管理

第5章 計画の推進体制及び進行管理

5-1. 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の啓発などについて、関係機関との連携に努めます。また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

(1) 環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査、審議するため、環境審議会を設置しています。審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員、市民など15名以内の委員により構成されています。環境審議会では、本計画を策定するとともに、本計画の進行状況の点検評価などを行います。

(2) 庁内の推進体制

本計画に掲げる環境に関する取り組みは、本市の組織全般に関わるものであり、計画の着実な推進のためには全庁的な取り組みをする意識が必要です。このため、環境施策の進捗状況などを共有し、各種計画や事業の調整・連携のもと、計画に基づく施策の総合的な推進を図ります。

(3) 市民、事業者との連携

本計画に掲げる環境像の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や事業者による環境配慮の取り組みが求められます。そのため、市民が環境問題を自らの問題ととらえ、できることから行動に移していただけるよう、本計画の周知や環境に関する情報の提供、環境保全活動への支援を行います。また、事業活動による環境への負荷を軽減していくために、事業者への環境配慮への取り組みを支援していきます。

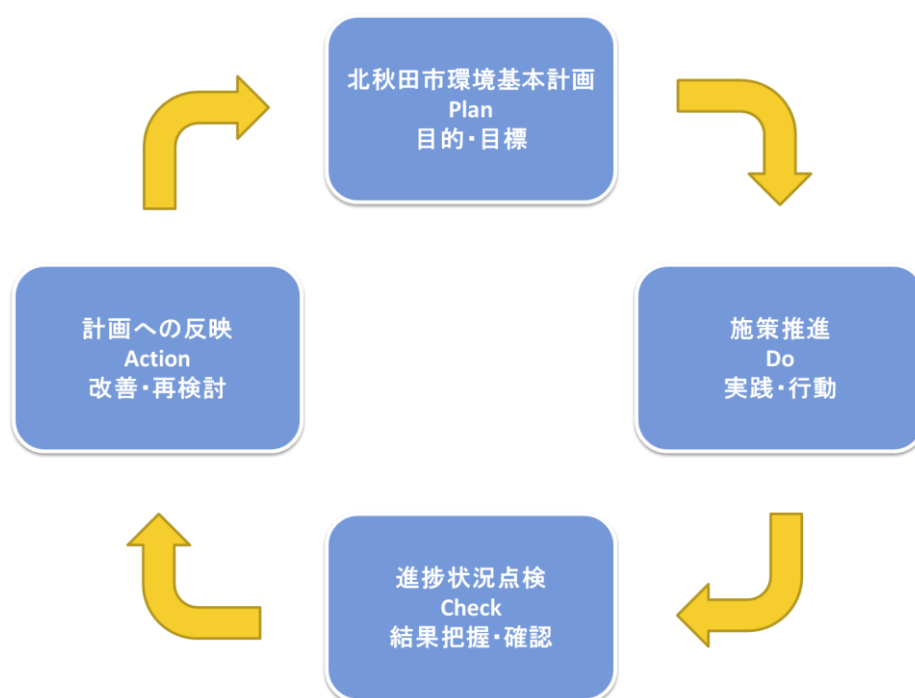
(4) 広域的連携

地球温暖化などの広域的な課題への対応については、国や県などと連携を図り、国及び県の「環境基本計画」との整合を図るなど、より広域的な視点からの取り組みを推進します。また、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている自治体などと連携を図りつつ、計画実行に向けて積極的に取り組みます。

5-2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、施策及び事業の成果について定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、施策の実施及び推進（Do）、実施状況などの点検及び評価（Check）、評価結果を計画へ反映させる見直し（Action）という一連の手続きに沿って、継続的な進行管理をしていきます。



資料編

- 資料 1 北秋田市環境基本計画策定の経過
- 資料 2 北秋田市環境基本計画についての諮問
- 資料 3 北秋田市環境基本計画の策定についての答申
- 資料 4 北秋田市環境審議会委員名簿
- 資料 5 北秋田市環境基本条例
- 資料 6 環境に関するアンケート結果（その他の意見）
- 資料 7 用語解説

資料編

資料 1 北秋田市環境基本計画策定の経過

平成 28 年 3 月 23 日・・・北秋田市環境基本条例制定

平成 28 年 7 月 1 日・・・北秋田市の環境に関する市民アンケート実施

平成 28 年 10 月 14 日・・・第 1 回北秋田市環境審議会（委嘱状交付式）

平成 28 年 11 月 18 日・・・第 2 回北秋田市環境審議会

資料2 北秋田市環境基本計画についての諮問

北秋生100009
平成28年10月14日

北秋田市環境審議会
会長 湊屋 啓二 様

北秋田市長 津 谷 永 光



北秋田市環境基本計画の策定について（諮問）

北秋田市環境基本計画を策定するにあたり、北秋田市環境基本条例第8条第3項の規定により、北秋田市環境基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

資料 3 北秋田市環境基本計画の策定についての答申

資料4 北秋田市環境審議会委員名簿

任期：平成28年10月14日～平成30年3月31日

区 分	氏 名	職・所属等
会 長	湊屋 啓二	米代川の環境を守る会 会長
副会長	庄司 浩久	秋田県北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部環境指導課 課長
委 員	石川 仁司	北秋田市自治会連絡協議会 副会長
委 員	大川 正行	大館北秋田森林組合 参事
委 員	佐々木 敬子	北秋田市連合婦人会 副会長
委 員	佐藤 淳一	鷹巣農業協同組合 総務課長
委 員	高橋 誠博	あきた北央農業協同組合 総務課長
委 員	千葉 昭平	北秋田市観光物産協会 専務
委 員	畠山 好子	秋田県生活衛生同業組合北秋支部連絡協議会 会長
委 員	藤本 忠	北秋田市商工会 会長
委 員	松岡 福太郎	北秋田市不法投棄監視員
委 員	松橋 久司	北秋田市教育委員会 総務課長
委 員	山内 幸雄	北秋田市土地改良区 事務局長
委 員	山野内 キミ子	鷹巣消費者の会 会長

(敬称略、会長、副会長以外は50音順)

資料5 北秋田市環境基本条例

北秋田市環境基本条例

平成28年3月23日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行うものとする。
- 3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然との豊かな触れ合いが確保されること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (4) 環境の保全及び創造を推進するため、市、事業者及び市民が協働することができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、北秋田市環境審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように配慮するものとする。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進するものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 16 条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第 19 条 市は、監視、測定等の実施により生態系などの環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制を整備するものとする。

(国、地方公共団体及びその他団体との協力)

第 21 条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国、他の地方公共団体及び民間団体とも連携し協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、北秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 北秋田市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

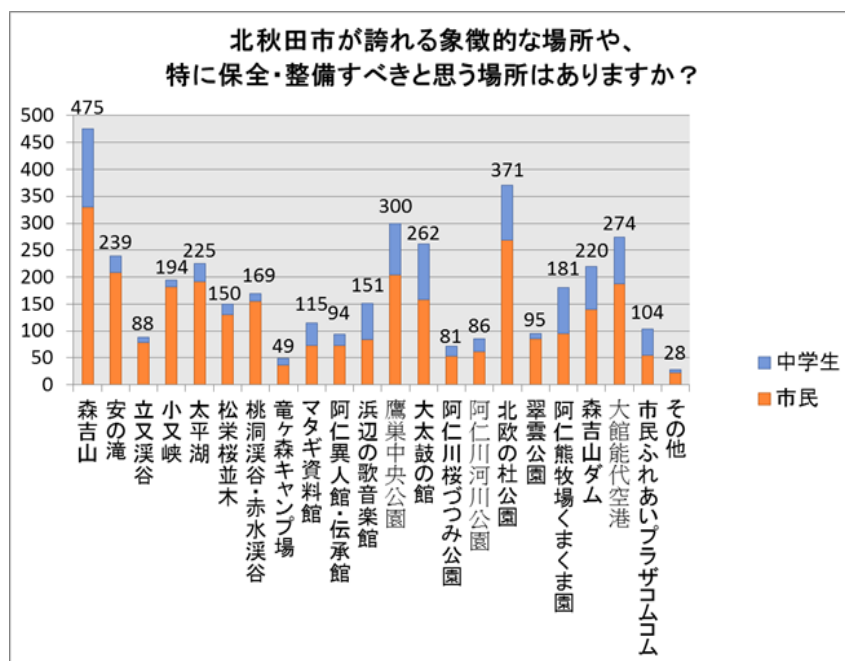
資料6 環境に関するアンケート結果（その他の意見）

本計画の策定にあたり、本市の環境についての感じることや、関心のあるものなどについて市民の意見を取り入れるために、択一式のアンケートを実施しました。その結果については、本計画の第2章に掲載しておりますが、アンケートの中には、択一以外のその他意見や、環境に関して感じることなどを自由記載していただく設問があり、非常にたくさんの意見を回答いただきました。

以下に、回答いただいた意見を取りまとめたものを掲載いたします。これら市民の貴重な意見を真摯にうけとめ、本計画の基本目標や理想となる環境像の実現のために、必要な施策を実施してまいります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

※一部表現の変更や、同様の意見などは取りまとめて記載しております。

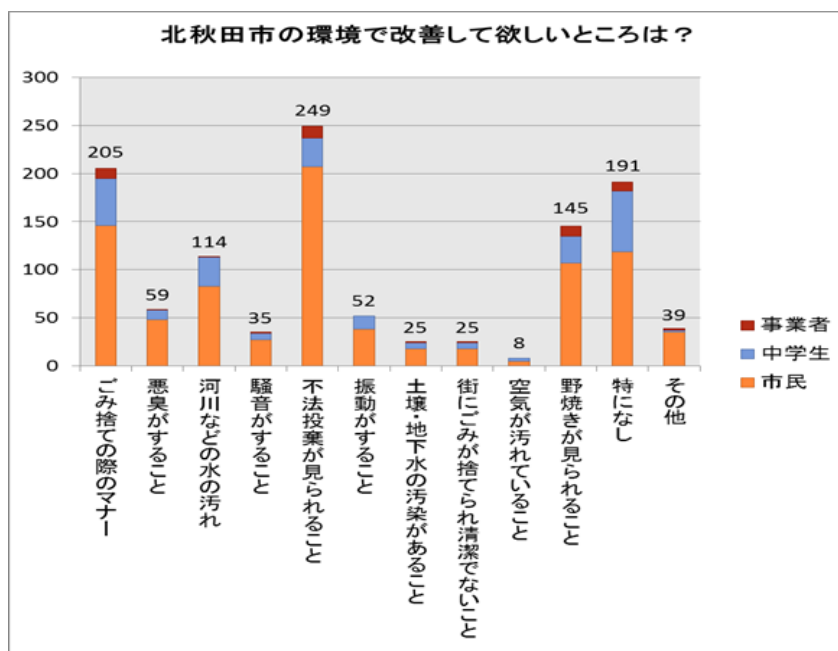
問 北秋田市が誇れる象徴的な場所や、特に保全・整備すべきと思う場所はありますか？



その他回答：

伊勢堂岱遺跡／鷹巣陸上競技場／鷹巣児童公園／加羅陀仙様／摩当沢遺跡／逆さ杉／鷹巣駅／米内沢スキー場／内陸線の大又川橋梁／十段の滝／うさぎ滝／根子番楽／獅子舞／温泉施設／大平湖までの道路／鳥獣センターまでの道路／けやきの木／公園の遊具／鷹巣体育館／阿仁菖蒲園／奥森吉の整備／慶祝公園／陸上競技場／胡桃館遺跡／商店街の屋根

問 北秋田市の環境で改善して欲しいところは？



その他意見：

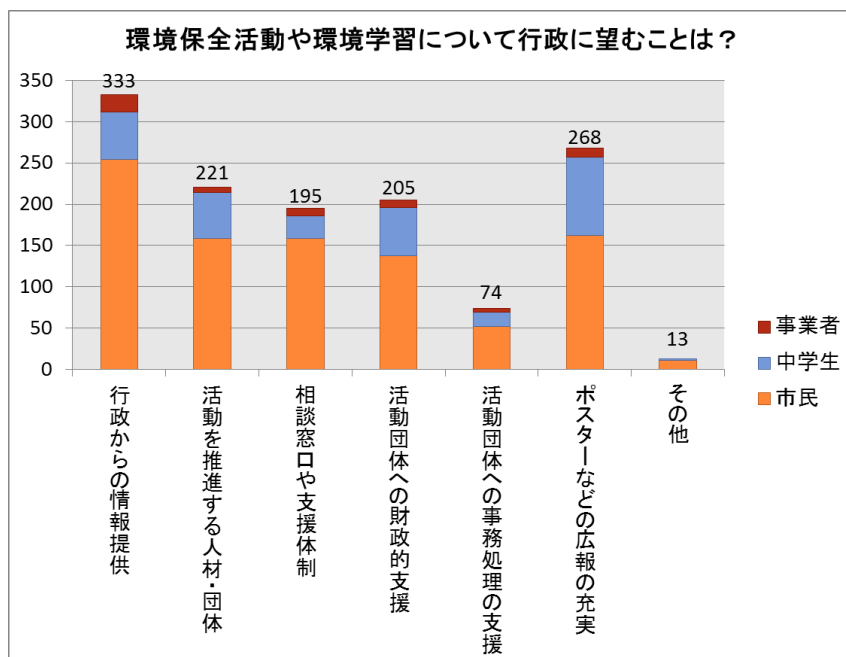
草刈りの音・におい／大きいゴミの収集がないこと／車道・歩道の雑草／空き巣／カラスのふん／野良猫・捨て猫が多く不衛生／犬のふんの後始末／無料回収所などの鉄くずの山／道路沿いにごみが多い／河川敷のごみや雑草／空き家・更地の管理／排水溝が草で詰まっている／道路の舗装がされていないところが多い／下水道が完備されていない地区の悪臭／阿仁菖蒲園がなくなり手入れがされていない／まち並みが駅前でも寂しい／河川の周りの樹木の伐採／松栄桜並木の枝や害虫駆除／外灯の増設／下水道の整備／公園の清掃

問 日々の生活の中で環境に配慮した行動をしていますか？

その他意見：

買い物の際にエコバッグを使用している／雑草の除草を実施している／太陽光を利用している／公共交通機関をなるべく利用している／物を大切に使う／ポイ捨てはしない／エアコンを使わない

問 環境保全活動や環境学習について行政に望むことは？



その他意見：

若い世代に対する教育、意識改革／公務員が積極的に参加して欲しい／学校や職場に環境整備してもらい学習につなげる／巡回をしてほしい／何が行われているかまったくわからない／個々でやっていたら、このような活動は必要ない／学校行事としてゴミ拾いなどを取り入れる／もっといろいろな建物を建ててほしい

問 環境についての意見（地域の環境について感じること・問題点・将来への展望など）

公共交通機関の運行数が少なく不便・利用できない／川遊びができるような環境保全をしてほしい／一人暮らしや空き家が多く活気がない／ゴミの散乱がひどい／素晴らしい自然があるが交通機関が整備されていない／道路がデコボコで困る／環境保全重視の町づくりを実施してほしい／老後で車の使用ができなくなった時の移動への不安がある／まちに空き地や空家が増えた／土砂や流木等の堆積物が多い／2～3メートルのごみも分別して出せるようにしてほしい／刈った草を野ざらしにしている／安ノ滝の整備をしてほしい／単身者や若い世代のクリーンアップなどへの参加率が悪い／少子化が進んでいる／コンビニのゴミ箱に車からわざわざゴミを捨てる光景を目にする／車から火のついた煙草や吸い殻のポイ捨てを見かける／山の斜面や河川敷に粗大ごみが捨てられている／花見の時期に素敵な中央公園があるのに観光客が訪れていないように思うので、ネットでのPRで全国各地から集客して、収入がおりのような催しものがあったりすると活性化につながると思う／内陸線があるのが助かる／交通量が増えたことによる

空気汚染を感じる／子供のころから環境に対する意識を植え付ける必要を感じる／カラスが多く糞の被害がひどい／ドラム缶のゴミ焼がみられる／墓参りの菓子の置き去りが見られる／野良猫が多い／全体的に道が狭いので広い歩道・自転車用道路を作ってほしい／通学路が狭くて危険／中心市街地でも空気の汚染や騒音が少なく良い／ゴミ捨てるのマナーなどを守るなど一人ひとりが配慮していけばいいと思う／作られない農地が荒れて目立っている／道路の舗装がきれいでできていなく穴で困る／市民全体で意識を深めることができるように、身近なところでの環境学習の場があればよいと思う／鷹巣中央公園を整備し活用して欲しい／高齢化が進んでいるのに対し、公共交通機関が少ない／商店も少なく買い物が不便／静かで住みやすい／ごみの分別が難しい／工場から悪臭、騒音がすることがある／道路に生ごみを不法投棄する人がいる／自然で遊べる場所を街に作ってほしい／過疎化、人口減少に対応して欲しい／空き家や空き地の雑草などの手入れができていない／環境保全の意識を持っている若者を増やすために環境教育・ボランティア活動を増やしてほしい／高齢者の便の良い街にして欲しい／不法投棄が多い／不法投棄などについて厳しい条例を制定した方がいいと思う／ボランティアなどの活動機会が少ないと感じる／産業を増やしてほしい／きれいな空気と水を守っていくべき／景観を損ねるため空き地に太陽光発電施設を建設しないでほしい／若者などを呼び込めるように、街路樹を桜にするなど、景観がきれいになる街づくりをしてほしい／災害が少ないと感じる／川で泳げるような水質になってほしい／田畑に不法投棄が見られる／公園が少ないと思うので子供たちが地域の人と触れ合えるような場所がもっと欲しい／地域で片づけるために不法投棄専用のゴミ袋がほしい／道路脇が草刈されておらず、道路脇の側溝の泥も管理がされていない／川で遊ぶ子供がへってさみしく思う／合川まつ火などの祭を続けてほしい／各地域の指定文化財などの広報をしてほしい／自然に囲まれた風景が良いが、山林の伐採が多く心配である／若い世代の働く環境が必要である／空き家や更地の管理を適正にしてほしい／生活排水が川に行き川の水が汚い／子どもが遊んだり運動できる屋外の場所が欲しい／クリーンアップの回数も増やしてみてもいい／トンボやホタル小魚などを見ることが減った／今ある観光スポットにもっとたくさん人を呼べたらいいと思う／外で遊ぶ、緑と触れるような家族・子供向けのイベントがあればいいと思う／内陸線の利用を促進するためにも、駅をうまく活用できればいいと思う／悪臭が酷い箇所がある／河川の木が多く景観が悪い／除雪をもっと丁寧にしてほしい／排水溝に落葉した葉が詰まるのでこまめに掃除して欲しい／ごみの分別が細かくていいことだと思う／雇用が少ない／ボランティアなどの活動団体が増えて地域を盛り上げたりできる機会が欲しい／森吉山の宣伝をもっと県外へ発信すべき／小又峡や太平湖などへもっと行きやすく道路を整備して宣伝もあると行きやすい／工場の騒音がおおきい／若い人たちが働ける場所が増えてほしい／若い人が安心して結婚し子供を生み育てられる市になってほしい／道路脇の除雪ポールをはずさないところが危険／廃屋の処理をしてほしい／熊が増えている／ごみの収集で旧町により違いがある／米代川河川敷を整備して桜並木にするなど市民の憩いの場となるような整備をしてはどうか／様々な施設（公園など）を新設した場合、それが北秋田市の一つの名所として継続できるようアフターケアにも留意していく必要があると思う／車社会の今、排ガスと騒音対策に力を入

れるべき／電気自動車を普及させるべき／自転車の利用を推進すべき／内陸線と観光地やイベントとの結びつけが活性策だと思う／空き家が増えているので転入者には数年無料で貸すなど、子育てにしても保育料を無料にするなどの施策をしていくべき／自然環境も大事だが、娯楽、スポーツ、商業施設等についても整えていくべきと考える／多目的グラウンド、サッカー場、テニスコート、野球場、野外ステージ、アリーナ、会議室、宿泊所を備えるなど、大学や実業団のスポーツ合宿、研修合宿、交流会などへの利活用ができる大きな施設を整備すべきと思う／看板案内が古かったり、壊れているのがある／北秋田市の自然環境はテレビやインターネットなどの広告方法を使いもっとアピールできる／山林の隆盛がはげしく景観が悪くなっているように思う／すばらしい環境を保全していくため、市民全員で良い方向に持っていけるようにしたい／小さなことからでも環境を維持するため取り組みたい／観光地など、どんな所なのか場所などもっとアピールしてほしい／若い人たちの集い語らう場として、喫茶店・軽食などの場が必要だと思う／中央公園の駅伝コースが穴だらけで足を痛めるので、細かい碎石を入れるなど整備してほしい／市民の生の声を聞いて語られる場がもっとあれば良い／地域の環境活動に参加する人が年々少なくなっている／公園では桜以外のイベントを増やして欲しい／夜道が暗いので防犯灯等を増やして欲しい／自動車の山への乗り入れの規制や山の車道を無くすなど、自然な状態にする事が都会からの観光には好まれると思う／ルールや規制などはわかりやすく周知して欲しい／大型車通行時の振動が激しい／野生動物が以前よりも多く見かけるようになった／伝統行事がたくさんあるが継承する若者が少ない／道路脇の樹木等により、暗く感じたり、日陰になり冬期間に路面凍結になり危険である／下水道が整備されていないのもっと整備して欲しい／商店街にアーケードは必要ない／空き店舗を駐輪場や駐車場利用できないか／受動喫煙防止の対策をすべきである／洪水の心配があるので河川の整備をしてほしい／熊対策をお願いしたい／外国人は増えないでほしい／東大橋や西大橋の景観はすばらしい／森林の間伐を進め、手入れが行き届かなくなった林地の対策をしてほしい／下水道設備や除雪の区域などは全市的な整備をしてほしい／分別のメリットが分かりづらい／公園を健康増進の場に役立ててほしい／高齢化により粗大ごみの処理が出来ないので、収集をしてほしい／除雪経費の一律補助（支給）をお願いしたい／環境について市民が話し合えるようなイベントや場がほしい／環境を大切に自然を生かした体験型の観光等の発信／節電・節水のための情報提供／シャッターがしまったままになっているお店が多い／地域の人にあいさつをすれば、あいさつし返してくれるのでいいところだと思う／商業施設がもっと欲しい／空き家の活用として北秋田市のほこれる自然の写真を展示するようなところになればいいと思う／野焼きをやめてほしい／伝統物があることは好ましい／学生が環境の活動に関わることができる活動をしてほしい／古くからの伝統を後世に残してほしい／生活排水を川へ流さないでほしい／水環境がよくなりアユなどが増えれば、外からの釣り人が増え地元経済への貢献もあると思う

資料 7 用語解説



アイドリングストップ

自動車の停止時にエンジンを止め、燃料消費を少なくすること。その機能をもつ車の装置。

アジェンダ 2 1

1992年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ市で開催された地球サミットで採択された21世紀に向けての環境保全行動計画。開発と環境保護を両立させるため、各国がなすべきことをまとめた行動計画（アジェンダ）。

一般廃棄物

主として産業廃棄物以外の家庭から排出される生活ごみ、し尿等の廃棄物をいう。

ウォームビズ

秋季、冬季には厚着をすることによって、暖房設備のエネルギー使用量を減らそうという運動。「ノーネクタイ、ノージャケット」の軽装を勧めた夏の「クールビズ」の秋冬版。

エコ（ECO）

エコロジーの略。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和をめざす思想。

温室効果ガス

大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素（CO₂）のほかに、メタン（CH₄）、フロン、亜酸化窒素（N₂O）なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が大きいとされる。

力

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

簡易水道

水道法により、給水人口 101～5000 人を対象とする小規模な上水道。

環境放射線

人間の生活環境にある放射線。広義には人間が受けるすべての放射線。狭義には患者が医療上受ける放射線と作業者が職業上受ける放射線を含まない。

COOL CHOICE（クールチョイス）

2015 年安倍首相が国民運動として始めることを表明した「次世代の暮らし方」として選定した地球温暖化を防止するためのアイデアや行動を推進する国民運動の名称。省エネ家電の購入や公共交通機関の利用などを通じて、温室効果ガスの排出削減を家庭や職場で実践するという取り組み。

クールビズ

地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消効果をはかり、環境省が推奨している夏のビジネス用軽装の愛称。夏の間、室内の冷房温度を 28℃程度に設定しても効率的に働けるように、体感温度が 2 度程度下がるとされる「ノーネクタイ、ノージャケット」スタイルで活動することを意味する。ビズはビジネスの略で、クールに「格好良い」と「涼しい」の意味をもたせている。

公共下水道

市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道。終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

耕作放棄地

以前は畑として耕され農作物が生産されていたが、現在は耕作地としては使用されておらず、今後も農作のためには使用されないと見なされる土地。現在耕作されておらず、利用程度が周囲の他の耕作地よりも著しく低い農地は「遊休耕地」とも呼ばれる。

COP21 (コップ21)

国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議の略称。先進国だけに対策を義務付けてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざしたもの。

サ

最終処分場

ごみ焼却場から出る灰や破砕処理場から出る不燃物、再利用や再資源化がむずかしいごみ、廃材、不用品、汚泥などを処分する施設。

再生可能エネルギー

半永久的に自然界から得られ、継続利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料やウラン燃料などと異なり、自然の営みによってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、こうよばれている。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス（生物資源）などがある。

産業廃棄物

工場等における事業活動に伴って生じる、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の 19 種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで酸性を示す雨。雨は一般に二酸化炭素（炭酸ガス）を吸収して微弱な酸性を示すが、都市圏や工業地帯では大量の酸性の汚染物が排出されるため強い酸性を示す雨がみられる。湖沼、土壌、森林の生態系などに影響を与える。

循環型社会

環境への負荷を減少すべく、自然界から採取する資源を少なくし、持続可能な形で循環させることによって、廃棄されるものを抑える社会。生産、消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという 3 R（Reduce、Reuse、

Recycle) を国として積極的に推進している。循環型の生活を提唱する、エコロジーやスローライフといったライフスタイルとしても浸透してきている。

浄化槽

トイレの汚水や生活雑排水を下水道へ直接放流できない地区で、汚水などを微生物の活動を利用して下水道へ放流できる状態まで浄化する設備。

上水道

都市や集落へ飲料水を供給するシステムの総称。水道法により上水道（計画給水人口 5001 人以上）、簡易水道（同 5000 人以下）、専用水道（社宅などだけへの給水）、用水供給事業（水道事業者への卸売り）、営農水道等に区別される。

食品ロス

食べられるが廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、飲食店や家庭での食べ残しなど。

水源かん養

森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させることにより、洪水を緩和し河川を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように、森林の存在が川の流量や水質を社会に適す状態に変えてくれるはたらきのこと。

3 R（スリーアール）

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。リデュース (Reduce 廃棄物の発生抑制), リユース (Reuse 再使用), リサイクル (Recycle 再生利用・再資源化) という英語の頭文字をとった言葉。発生源からごみを断つという意味で、リフューズ (refuse ごみになるものは買わない) を加えて、4 Rと呼ばれる場合もある。

生物多様性

人類をも含む約3千万種と言われる地球上の生物が、互いに結びつきバランスをとりつつ存在している状態をさす。

夕

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすとされる。人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス等が原因であるとされ、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

低公害車

排出ガスを出さないか、あるいはその量、騒音等も少なくするように開発された自動車。電気自動車やソーラーカーなど。

ナ

農業集落排水

農村のし尿や生活排水を処理する施設、またはその整備事業のこと。下水道よりも小さい数集落単位の規模で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻す。

野焼き

廃棄物を野外で焼却すること。枯れ草やわらを燃やして灰にし、肥料として使う。燃やさずに肥料にすると酢酸などが出て、水はけの悪い田んぼでは稲の根などを傷つけることがある。ただし、野焼きは廃棄物処理法などで原則禁止されている。

ラ

リターナブルびん

ビールなどのメーカーが酒販店などから回収し再利用する瓶。ビール瓶や一升瓶など。返却すれば容器代が払い戻され、洗って繰り返し使用(リユース)できる。使い捨て瓶より環境への負荷が低くなる。

レッドデータブック

レッドリストに選定された野生生物について、分布、生息・生育環境、生息・生育状況、絶滅の要因、保全対策などをとりまとめたデータ集。

レッドリスト

野生生物について生物学的観点から絶滅の危険性を評価し選定したリスト。

